【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月25日

【事業年度】 第22期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松 山 哲 人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松 山 哲 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(千円)	472,197	675,801	243,344	218,694	259,097
経常損失( )	(千円)	1,094,935	171,274	2,381,182	2,619,075	5,304,445
当期純損失 ( )	(千円)	1,113,687	207,156	2,537,148	2,676,049	5,416,808
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	10,242,904	10,768,406	10,774,821	11,085,071	11,101,440
発行済株式総数	(株)	402,652	42,606,858	42,628,858	43,179,384	43,236,584
純資産額	(千円)	13,597,054	14,501,999	12,128,773	10,067,342	4,661,692
総資産額	(千円)	14,340,566	14,704,027	15,386,342	12,939,419	7,626,996
1株当たり純資産額	(円)	336.86	338.35	278.82	227.75	103.38
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	- ( - )	( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純損失金額	(円)	30.44	5.12	59.53	62.07	125.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	ı	-	-	-
自己資本比率	(%)	94.6	98.0	77.2	76.0	58.6
自己資本利益率	(%)	-	ı	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	1	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,086,613	1,120,686	1,971,089	2,525,557	4,927,585
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	7,059,242	2,562,103	7,384,798	597,249	214,729
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	9,581,366	504,504	3,101,346	88,053	24,065
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	5,034,174	2,052,417	10,449,992	7,385,639	2,688,524
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	40 (12)	48 (12)	55	58	51

- (注)1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
  - 3.平成26年2月12日開催の当社取締役会の決議により、平成26年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
  - 4.第18期から第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 5.第18期から第22期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 6. 第18期から第22期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 7.第18期は、Orient Europharma Co., Ltd.からのライセンス及び共同開発契約に基づくマイルストーン収入並びに治験薬供給収入、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づくマイルストーン収入、株式会社アルビオンとの共同開発契約に基づく化粧品材料供給収入等により、472,197千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費926,404千円を計上したこと等により、1,094,935千円の経常損失を計上しました。
  - 8. 第19期は、Orient Europharma Co., Ltd.からのライセンス及び共同開発契約に基づく治験薬供給収入、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づく治験薬供給収入、株式会社アルビオンとの共同開発契約に基づく化粧品材料供給収入等により、675,801千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費1,053,688千円を計上したこと等により、171,274千円の経常損失を計上しました。
  - 9. 第20期は、契約収入、化粧品材料供給収入等により、243,344千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費1,832,664千円を計上したこと等により、2,381,182千円の経常損失を計上しました。
  - 10. 第21期は、契約収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により、218,694千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費2,252,454千円を計上したこと等により、2,619,075千円の経常損失を計上しました。
  - 11. 第22期は、契約収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により、259,097千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費4,979,468千円を計上したこと等により、5,304,445千円の経常損失を計上しました。
  - 12. 従業員数は就業人員であり、第18期及び第19期の臨時雇用者数(パートタイマー含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

# 2 【沿革】

年月	事項
平成8年6月	ナノテクノロジーを利用したミセル化ナノ粒子を医薬品開発に応用・実用化することを目的とし
	て、ナノキャリア株式会社を東京都世田谷区に設立
平成11年10月	千葉県柏市の東葛テクノプラザ内に本社を移転し、研究所を開設
平成13年 1 月	株式会社先端科学技術インキュベーションセンター (現 株式会社東京大学TLO)と「シスプラチ
	ン内包高分子ミセル」に関する実施許諾契約書を締結
平成14年6月	日本化薬株式会社とパクリタキセルミセルに関する実施許諾基本契約を締結
平成15年7月	東京都中央区に東京オフィスを開設
平成16年5月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOと「ジアミノシクロヘキサン白金(II)とポリ
	(カルボン酸)セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、その抗腫瘍剤」に関する実施許
	諸契約書を締結
平成16年8月	千葉県柏市の東大柏ベンチャープラザ内に本社及び研究所を移転・拡充
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成20年9月	台湾のOrient Europharma Co.,Ltd.とシスプラチンミセル(NC-6004)のアジア地域におけるラ
	イセンス及び共同開発契約締結
平成24年7月	株式会社アルビオンと新化粧品素材の共同開発及び化粧品の商業化に関する共同開発契約を締結
平成24年10月	Orient Europharma Co., Ltd.とシスプラチンミセル(NC-6004)のアジア地域を対象とする開発
	及び販売権に加え、全世界を対象とする製造権を付与する新たなライセンス契約を締結
平成24年10月	シスプラチンミセル(NC-6004)の日本国内における第I相臨床試験開始
平成25年 6 月	信越化学工業株式会社とポリマーの開発に関する共同研究契約を締結
平成25年12月	ダハプラチンミセル (NC-4016) の米国における第 相臨床試験開始
平成26年2月	シスプラチンミセル (NC-6004) のアジア地域における第 相臨床試験開始
平成26年6月	千葉県柏市若柴に本社及び研究所並びに東京オフィスを移転・統合
平成26年6月	エーザイ株式会社との間で同社所有の新規医薬品候補品に関するライセンス契約を締結
平成27年3月	東京都中央区に新東京オフィスを開設
平成27年6月	シスプラチンミセル (NC-6004) のアジア地域における第 相臨床試験の日本での参加開始
平成27年7月	神奈川県川崎市川崎区にiCONMラボ(川崎サテライト研究所)を開設
平成27年7月	シスプラチンミセル(NC-6004)の米国における臨床試験第 相パート(バスケットデザイン試
   平成28年3月	験)開始 株式会社アルビオンとの共同開発新製品であるスカルプトータルケア製品「Depth」販売開始
平成28年 6 月	株式云社アルピオンとの共同開発制製品であるスカルフトータルケア製品・Depth
十成20年0月	シスプラデンミビル(NC-0004)の第一相臨床試験(バスグッド)がイン試験)の開発地域を拡   州地域に拡大
平成28年12月	エピルビシンミセル ( NC-6300 ) の米国における第 相臨床試験開始
平成29年8月	米国マサチューセッツ州ボストン郊外に米国子会社NanoCarrier USのオフィス開設
平成29年11月	イスラエルのVascular Biogenics Ltd.と遺伝子治療薬「VB-111」の日本国における開発及び商
	業化に関するライセンス契約を締結
平成30年2月	パクリタキセルミセル(NK105)の第 相臨床試験(進行・再発乳がん)開始

## 3 【事業の内容】

当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーを応用したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に貢献することです。

## (1) 当社設立の経緯

当社は、東京大学の片岡一則教授、東京女子医科大学の岡野光夫教授(現 当社取締役)らが発明したミセル化ナノ粒子技術による医薬品の開発を目的に、代表取締役社長CEO 中冨一郎が、上記の発明者らとともに平成8年6月に設立しました。

同教授らは、医薬品を封入したミセル化ナノ粒子が静脈内投与された場合、血中に薬物が長時間循環することができ、効果が持続する薬物キャリア(\*1)となり得ることと、がん組織等の病変部へ集積(標的化)することを示しました。

当社では、同技術を利用した医薬品の実用化によって、従来の薬物療法より有効性と安全性が高まれば、これまで期待する効果が得られなかったがん等の難治性疾患の薬物療法をより有効にすることができると考えており、今後もミセル化ナノ粒子(高分子ミセル)(\*2)技術のパイオニアとして同技術のポテンシャルを最大限に活かした製品開発を目指すとともに、当面は社会的ニーズと貢献度の高い抗がん剤事業に特化したグローバル展開を行っております。

## (2) 当社技術の特長

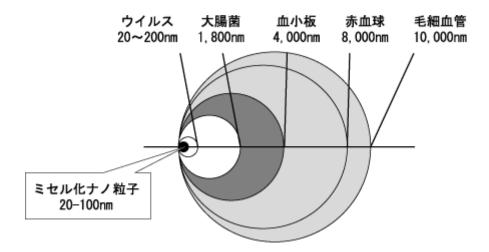
当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコール (PEG) からなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させた ブロックコポリマー (\*3) から構成されます。

ブロックコポリマーを水中で拡散すると、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する20~100ナノメートル(nm)(\*4)サイズの球状の集合体であるミセルを形成します。このミセルの疎水性内核部分に薬物や生理活性物質を封入することができます。アミノ酸の種類や構造を化学的に変化させることで様々な化合物に対応が可能です。表面をPEGが覆うことで血液中での安定性を確保します。

ミセル化ナノ粒子を応用した医薬品開発の新薬開発上のメリットとしては、ミセル化ナノ粒子内からの薬物放出をコントロールすることで、副作用を引き起こす濃度以下に調整し安全性を高めるアプローチや、投与後の消失の速い薬物などの血中持続性を高めるアプローチ、腫瘍などへの薬物の移行量を増やすことで効果を高めるアプローチなどが期待できます。

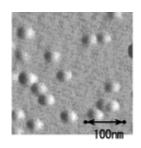
ミセル化ナノ粒子を利用した抗がん剤開発の患者に期待されるメリットとしては、患者の生存期間の延長やがん関連症状の緩和へつながる治療効果の増大、安全性の向上(=副作用の軽減)、簡便な投与で通院治療が可能になるなどの負担軽減、日帰り治療の可能性などから医療費削減など、患者のQOL(\*5)の向上を目指します。

<ミセル化ナノ粒子のサイズ>(当社作成)



## < ミセル化ナノ粒子の一例 >

(原子間力顕微鏡 (AFM) による)



出典: A. Harada and K. Kataoka, Macrmol. Symp. 172, 1-9(2001)

## (3) 当社の事業展開

ビジネスモデルとその収益について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術を特許等の知的財産として所有しており、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進め、事業化を行っています。当社では、有用性(有効性、安全性)を向上させた、医療ニーズに応える新規医薬品の開発、提供を目指しており、パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、事業段階に応じた展開を図っております。

当社の現状のビジネスモデルは、ミセル化ナノ粒子技術を基盤とした( )自社開発、( )共同研究開発、( )ライセンスアウト、( )ライセンスインの4つの形態をとっております。それぞれの内容は以下の通りです。

#### ( )自社開発

極力製品付加価値を上げてより大きい収入を確保するため、開発医薬品の上市もしくは臨床開発後期段階まで、可能な限り自社開発を推進する方針であり、ワールドワイドな臨床試験を当社主導により展開し、医薬品としての承認・上市を目指す計画です。

ただし、これには多額の費用と人員を要することから、共同開発先やライセンスアウト先の探索を行う一方、薬物候補の選択と合成、製剤、薬効に関する検討を行った後、非臨床試験及び臨床試験を行い、臨床試験で有用性を証明できた段階で下述()のライセンスアウトに移行していくことが適切な選択となります。

#### ( )共同研究開発

当社のミセル化ナノ粒子製剤技術に興味を示した提携先とミセル製剤化に関する共同研究契約を締結する場合もあります。

この場合、提携先が所有する活性成分又は開発可能な活性成分を当社のミセル化ナノ粒子技術に応用し、新規医薬品として開発を進めます。フィージビリティスタディ段階からさらに先に進め、共同研究開発契約やライセンスアウトに進展することを目指しております。

#### ( )ライセンスアウト

( )の自社開発あるいは( )の共同研究開発の事業形態においては、研究開発の経過段階で、ライセンスアウトを行います。この場合は、ライセンス契約時点までの知的財産権を含む研究開発成果及び製造権の実施許諾に対する契約一時金(アップフロント)、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン収入、医薬品上市後の販売高に対するロイヤリティ収入や製剤供給収入等が計上されることになります。

ライセンス契約による提携は、当社が保有する特許権及びノウハウについての実施許諾、さらに当社が独占 的な実施権を有する特許権の再実施許諾がベースになります。ライセンス契約後の研究開発等の経費は提携先 が負担することになり、当社の開発コスト及び開発リスクが軽減されます。

## ( )ライセンスイン

( )のライセンスアウトとは逆に、ミセル化ナノ粒子技術以外の他社が保有する有望な技術やパイプラインを導入し、当社が開発を行います。この場合は、当社が医薬品の承認・販売まで行えば多額の販売高を計上することになりますが、ライセンス元に対して当社がアップフロント、マイルストーン、販売高に対するロイヤリティや製剤供給費用を支払うことになります。また、一定の開発段階や承認後の販売段階で( )のライセンスアウトに移行することもあります。

ライセンスインについては、開発後期段階の有望な医薬品候補を導入するため一定の費用が発生しますが、 初期段階から開発を行うよりも短期間での上市が期待できるため、当社の収益の安定化に寄与するものと考え ております。

各ビジネスモデルの収益については、医薬品の上市まで自社開発を行い、自社販売を行った場合、当該製品の販売による収入が計上されることとなりますが、当社においてはその段階まで進んでいるパイプラインはありません。

共同研究開発の場合には、提携先からの研究開発に対する製剤技術及びノウハウの開示による対価並びにミセル原薬及び製剤の供給収入が計上されることとなり、当社においては複数のパイプラインで当該収入を得ております。

他社にライセンスアウトをする場合は、ライセンス契約時点までの研究開発成果に対する対価及び製剤の供給に対して提携時の契約一時金、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン、開発医薬品上市後の医薬品販売高に対するロイヤリティ等の収入が計上されることになり、当社においては契約一時金や臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を得ているパイプラインがあります。

当社では、開発医薬品の上市前に上述のような他社からの契約一時金収入、マイルストーン収入及び研究開発用の製剤供給に対する対価を得ることにより、開発医薬品上市前の研究開発費の負担を軽減し、財務面のリスクの極小化を図っております。

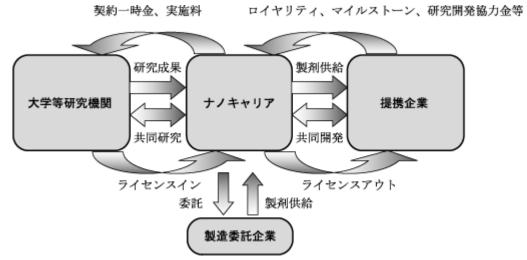
#### 抗がん剤への特化について

抗がん剤の発見と開発の分野は製薬業界の研究開発の中でも最も活発な分野のひとつであり、近年開発が進められている新薬のなかでも、抗がん剤の占める割合は高いものの、未だ製品の改良や新規開発領域の残された分野でもあります。抗がん剤の中には、世界中の医療現場で汎用されながらも、薬物自体及び製剤化のために添加されている溶解剤による副作用が問題となっているものが多数あります。その中から当社は、タキサン系、白金系及びアントラサイクリン系の抗がん剤を選び、ミセル化ナノ粒子医薬品の開発を行っております。また、がん組織への選択性を高めるために、がん標的性のある抗体(\*6)などをミセル化ナノ粒子の表面に結合させ、がん細胞への特異的な集積(アクティブターゲティング)(\*7)を狙った次世代の抗がん剤を研究・開発しております。最近では、高分子化合物のsiRNA(\*8)、あるいは各種サイトカイン(\*9)などのタンパク質医薬品の開発を行っており、体内ですみやかに分解されてしまうという体内投与時の欠点を補うミセル製剤の開発を進めています。

また、ミセル化ナノ粒子技術を応用した化粧品開発を行い、株式会社アルビオンとの共同開発に基づき、同社より販売中の化粧品原料を供給するとともに、同社との共同開発品であるスカルプトータルケア製品の販売を行っております。

#### 研究機関及び提携企業との連携について

当社は、大学発の研究成果(シーズ)を医薬品として実用化するために、積極的に大学あるいは国公立研究機関から知的財産権のライセンスイン(独占的実施許諾権の獲得)及びこれら研究機関との共同研究を行っております。一方、上記のライセンスインをした知的財産権や共同研究の成果を提携企業に対してライセンスアウトする場合があります。また、これらの知的財産権や成果に基づき提携企業と共同開発を実施する場合もあります。それらの提携関係は下図の通りです。



(当社作成)

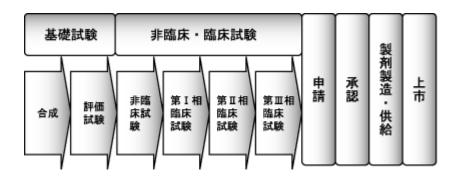
## 製造について

当社は自社開発医薬品、提携企業との共同開発医薬品にかかわらず、原則として自社が所有、又は独占的実施権を有する特許やノウハウを利用して製品(ミセル原薬及びその中間体、あるいは最終製剤)の製造を自社で行うことを目標としております。しかしながら、自社工場を所有することはその投資の大きさ、固定費の増加等から現状では現実的ではないと考えており、既に設備を保有し、GMP(\*10)基準を満たしている医薬品受託企業との間で製品の製造委託契約を交わし、製品製造を委託しております。但し、委託製造といっても、全面的な委託ではなく、当社による原料供給、技術提供及び製造管理を行っており、原材料の受け入れから最終製品の品質保証まで当社が行っております。

## 医薬品開発の流れ

医薬品を研究・開発する標準的な段階は以下の通りであり、日本製薬工業協会資料を参考に表示しております。この開発段階は日米欧でほぼ共通となっております。

## < 医薬品開発の流れ >



< 各事業ステージの内容 >

ステー	ジ	内容
	合成	目標とするミセル化ナノ粒子を形成するポリマーの合成、ミセル化ナノ粒子の製造及び製剤化
基礎試験	評価試験 (in vitro・in vivo)	製剤の有効性及び安全性を試験管内などの人工的な条件下で確認する試験(in vitro試験) 製剤の有効性及び毒性を動物を用いて予備的に確認する試験(in vivo試験)
	非臨床試験	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
非臨床・臨床試験	臨床試験	以下の各相があります。 第 相臨床試験(P):   少数健康成人(但しがんの場合は患者)を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第 相臨床試験(P):   少数の患者を対象にして、有効性、安全性及び用法・用量を確認する試験 第 相臨床試験(P):   多数の患者を対象にして、標準治療との比較により有効性及び安全性を確認する試験
製造販売承認の申請・承認	新薬承認	各国の審査機関による新薬の審査・承認

# 当社の主要パイプラインについて

本書提出日現在、当社が研究開発を進めている主要パイプラインは以下の通りです。

# ( )シスプラチンミセル(NC-6004)

シスプラチンは、その有効性により各領域のがん化学療法の中心的薬剤となっています。その一方でシスプラチンの腎機能障害、神経障害や催吐作用が極めて強いため、がん患者にとって苦痛度が高く、さらに投与の際には長時間にわたる大量の輸液が必要なことから、患者の方々の生活の質(QOL)を著しく低下させています。

当社は、シスプラチンが持つこれらの副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新薬を目指し、ミセル化ナノ粒子(MediCelle<sup>®</sup>システム)を応用した新規化合物シスプラチンミセル(NC-6004)を開発しています。

## ( )ダハプラチンミセル(NC-4016)

オキサリプラチンは、世界的に大腸がんの標準的薬剤として成功を収めている抗がん剤ですが、「いつも手足がしびれるような感じ」がするというような末梢神経障害が現れることが知られており、治療中止の大きな要因になっています。

オキサリプラチンは生体内で抗がん活性のより強いダハプラチンに変換されますが、当社ではこのダハプラチンをミセル化ナノ粒子へ結合・封入(MediCelle®システム)することで、オキサリプラチンが持つ上述の副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新規の抗がん剤が開発できると考えています。

## ( )エピルビシンミセル(NC-6300)

エピルビシンは、乳がん、卵巣がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及しているアントラサイクリン系抗がん剤ですが、投与を重ねると心臓疾患を引き起こすので、その使用が制限されています。

当社は、その副作用を軽減するために細胞内のpH変化に応答して薬物を効果的に放出するシステムを開発しています。細胞内に薬物が結合したミセル化ナノ粒子素材(ブロックコポリマー)が取り込まれる際に、エンドソームと呼ばれる細胞膜が陥没して形成される小胞に取り込まれると考えられています。エンドソーム内のpHは酸性であることが知られており、このpHの低下により薬物とブロックコポリマーの結合が外れて、薬物が放出される作用機序を利用し、時限的かつ急激に薬物をがん細胞内に放出する効果が期待されます。

## ( )VB-111

Vascular Biogenics Ltd. (イスラエル)からライセンスを受けた遺伝子治療薬です。当社のミセル化ナノ粒子製剤は、腫瘍細胞を標的にした治療薬を目指しているのに対し、VB-111は腫瘍血管を標的としてがんを兵糧攻めにするとともに、腫瘍免疫を惹起する効果が期待されます。ミセル化ナノ粒子とは異なるメカニズムによる治療薬をパイプラインに持つことで、がん領域における当社の選択肢が拡がり、当社の将来的な経営基盤強化に資するものと考えております。

## ( )パクリタキセルミセル(NK105)

パクリタキセル(タキソール<sup>®</sup>)は乳がん、卵巣がん、肺がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及している 抗がん剤ですが、水に溶けにくいため、製剤化にはアルコールを基にした特殊な溶媒が使用されております。 その溶媒による副作用が生じることがあり、投与時に副作用軽減のための補助薬剤(ステロイド剤、抗ヒスタ ミン剤及び抗潰瘍剤)を投与するなど医療現場での使いにくさがあります。当社はミセル化ナノ粒子技術 (NanoCap<sup>®</sup>システム)を応用することにより、パクリタキセルを封入したミセル化ナノ粒子を開発しました。

(注)「MediCelle<sup>®</sup>」及び「NanoCap<sup>®</sup>」は当社の登録商標です。

## 次世代パイプライン候補について

上述の臨床開発段階又は臨床試験計画中の主要パイプラインに続く次世代のパイプライン候補として、以下の研究開発を推進しております。

## ( )ADCM (センサー結合型ミセル)

ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle) は、アクティブターゲティングを可能とする次世代型プラットフォーム技術で、世界的に開発が活発化している抗体医薬ADC (Antibody Drug Conjugate: 抗体薬物複合体)の課題を補う次世代型DDS技術です。標的細胞を狙ったターゲティング療法であるADCMは、がん細胞に現れる特異的な抗原を認識する抗体をミセル化ナノ粒子表面に結合し、標的細胞への選択性を高めることができます。抗体と薬物が結合した従来のミサイル療法より多くの薬物を標的細胞に届けることができるため、高い効果と副作用の軽減が期待されております。

## ( ) siRNAミセル

siRNAなどの核酸医薬は血中に投与すると直ちに代謝を受けて血中から速やかに消失し、充分な薬効を期待できず、医薬品として開発する場合は血中での安定化が必要不可欠となっております。当社では、siRNAなどの核酸医薬をミセル化ナノ粒子へ封入する技術(NanoFect®システム)で血中での安定化を図ります。また、がんや炎症部位に選択的に薬物を運ぶことで薬効を高めることが期待されます。

(注)「NanoFect®」は当社の登録商標です。

## 化粧品事業の展開について

当社は、コア技術であるミセル化ナノ粒子技術の医薬品事業以外への応用を目指しており、特に化粧品事業への展開を推進しております。株式会社アルビオンと共同開発した化粧品の原材料を供給しております。また、同社との共同開発製品であるスカルプトータルケア製品を当社が販売しております。

#### 用語解説

## (\*1)薬物キャリア

薬物を封入するなどして、組織へ送達するためのシステムであり、薬物運搬体とも呼ばれます。当社のミセル化ナノ粒子や、リポソームなどが含まれます。

## (\*2)高分子ミセル

高分子ミセルとは、水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分を持つブロックコポリマーから形成される 球状構造体のことです。水にも油にも溶ける両親媒性ブロックコポリマーを水に溶かすと、ある濃度範囲 で外側に水に溶けやすい部分、また内側に水に溶けにくい部分を向けて自己会合し、明確な内核と外殻の 二重構造を持つ球状構造体を形成します。この球状構造体を高分子ミセルといいます。

#### (\*3)ポリマー

ポリマーとは、1種類の単位化合物の分子が共有結合して、分子量が1万程度以上の化合物のことです。 代表的なポリマーとしてはプラスチック類が挙げられます。医薬品として使われるポリマーは、生体内で 分解される性質を有するものが多く存在します。

ブロックコポリマーとは、2種類以上の異なるポリマーが結合したものであり、当社のポリマーは、水に溶けやすい親水性部分がポリエチレングリコール、水に溶けにくい疎水性部分がポリアミノ酸からなるブロックコポリマーです。

## (\*4)ナノメートル(nm)

1ナノメートルは10億分の1メートルに相当します。

## ( \* 5 ) QOL

Quality Of Lifeの略語で、主に患者の「生活の質、人生の質」を意味する言葉です。医療提供者が患者への治療効果を判定する際に、患者の人生の充実感や満足度から評価しようという考え方のことを言います。

## (\*6)抗体

抗体は、細菌やウイルスなどの抗原(免疫を誘発する物質)の刺激の結果、免疫反応によって生体内に誘導されるタンパク質で、抗原と特異的に結合する活性を持つものの総称です。

## (\*7)アクティブターゲティング

アクティブターゲティングとは、例えば、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質をミセル化ナノ粒子の表面に付けることで効率よく、積極的にがん細胞へ薬物を入れたミセル化ナノ粒子を送り届けることをいいます。センサーのような働きをする物質には抗体のような物質を使うことができます。

#### ( \* 8 ) siRNA

siRNAとは、標的となる遺伝子の一部と同じ配列を有する短い二本鎖RNAのことで、遺伝子の働きを強力に抑制する特徴を有しています。がんなどの疾患では、疾患に関係する遺伝子が過剰に働くことが原因とされているものが多いため、標的遺伝子を強力に抑制することができるsiRNAは、次世代の核酸医薬として、近年特に期待が高まっています。

## (\*9)サイトカイン

サイトカインとは、体の中の細胞から放出される、体の機能を制御するタンパク質の総称です。 免疫機能、抗腫瘍作用、造血機能などを制御する機能を有するものが知られています。

## ( \*10) GMP

ICH (日・米・EUの 3 極間で、新医薬品の製造承認に際して要求される資料を共通化することによって、医薬品開発の迅速化・効率化を目指す会議)によって協議・合意決定された取り決め事項を「ICHガイドライン」と呼び、日米EUでの医薬品開発におけるガイドラインとしての役目を果たします。ICHガイドラインは以下のような構成となっており、GMPはその一部です。

errore entrope and a control of the set of t			
GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造販売承認申請などのために行われる 安全性に関する非臨床試験データについて、信頼 性を高めるための試験実施上の基準。	
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	人を対象とした臨床試験(治験)が倫理的な配慮 のもとに適正かつ科学的に実施されることを目的 として定められた基準。	
GMP (Good Manufacturing Practice)	   製造管理 / 品質管理の基準 	製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般 にわたって、医薬品の製造を行う者が守るべき要 件を定めた基準。	
GPMSP (Good Post Marketing Surveillance Practice)	市販後の調査基準	市販後調査の適切な実施と調査資料の信頼性の確保を図り、医薬品の適正使用の確保を目的として 定められた基準。	

## 4 【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与 ( 千円 )
51	44.1	5.7	6,852

# (注)1.従業員数は就業人員であります。

- 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
- 3. 当社は医薬事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載を省略しております。

# (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

# 第2 【事業の状況】

## 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、「ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献する」ことをミッションとし、「がん領域のイノベーションファーマとして、世の中に必要とされる『ファーストワン』を目指す」ことをビジョンに掲げ、事業を推進しております。

当社では、ミセル化ナノ粒子技術を利用した医薬品の実用化によって、従来の薬物療法より有効性と安全性を高め、これまで期待する効果が得られなかったがん等の難治性疾患の薬物療法をより有効にすることができると考えており、今後とも同技術のパイオニアとしてポテンシャルを最大限に活かした製品開発を目指し、社会的ニーズと貢献度の高い抗がん剤事業を中心にグローバル展開を行い、化粧品事業をはじめとする周辺事業についても、積極的に事業を展開していきたいと考えており、以下を対処すべき課題と認識しております。

#### (1)選択と集中による効率的なプロジェクト運営

シスプラチンミセル (NC-6004) 及びエピルビシンミセル (NC-6300) については、最優先プロジェクトとして早期の承認・上市を実現することにより、当社の企業価値を最大限に高めるという認識のもと、これらの臨床開発を引き続き推進してまいります。研究開発プロジェクトの推進においては絶えず技術・事業性の観点からプロジェクトの優先順位付けを行い、次世代型ADCM技術や、核酸デリバリー技術 (Active型NanoFect®)等の研究開発にリソースを集中させることにより、その成果を主要パイプラインに引き上げ、パイプラインの拡充を図ります。

#### (2) 事業開発活動の推進による提携拡大

事業開発活動の推進により、ライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の開拓を引き続き継続し、早期の収入確保を目指します。提携先の開拓に当たっては、国内外の幅広いネットワークを活用し、製薬企業等との提携、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得を進めるとともに、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収等も視野に入れ、事業・商品ポートフォリオの拡充を目指します。

#### (3)経営基盤の充実

当社は、独自技術を基盤とした研究開発型国内バイオベンチャー企業から、画期的な医薬品を全世界に向けて一貫して開発、製造そして販売する製薬会社への進化を遂げるべく、医薬品会社に求められる経営基盤(開発、製造、販売体制等)の構築が急務であると考えております。医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、引き続き検討を進めてまいります。

# (4)技術の応用範囲の拡大

医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において既存製品の販売拡大と新製品 開発を実現することにより、より安定した収入源の確保を目指します。

## (5) コーポレート・ガバナンスの充実

当社のビジョン実現のため、経営の効率性を高めつつ、株主及び投資家、患者、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

## (6)財務安定性の確保

当社は継続的に研究開発投資を行っており、今後も多額の投資が見込まれます。投資資金の確保につきましては、事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行いながら、効率的かつ効果的な手法による資金調達を行うことにより、財務安定性を確保していきます。

#### 2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しています。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

また、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

## 1.会社の事業内容について

#### (1) 現在の事業内容

提携候補先とのライセンス契約の締結について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術を特許等の知的財産として所有しており、有用性(有効性、安全性)を向上させた医療ニーズに応える新規医薬品を提供すべく、ナノテクノロジーを応用した製剤技術を基盤に創薬の研究開発を進めております。また、当社技術と関連性が深く、相乗効果の見込める他社技術の導入も行っております。各パイプラインの研究開発を進めて製品化に到達するために、当社は事業段階に応じた展開を図っており、現状のビジネスモデルは、()自社開発、()共同研究開発、()ライセンスアウト、()ライセンスインの4パターンとなっています。

上記のビジネスモデルのうち、()共同研究開発、()ライセンスアウト及び()ライセンスインに関しては、事業展開上、各パイプラインにおける提携候補先との共同研究開発契約、若しくはライセンス契約の締結時期及び条件は、当社の事業計画に重大な影響を及ぼすこととなります。また、契約を想定通りに締結できなかった場合や想定通りに契約を締結できた場合であっても提携先とのその後の方針の不一致等により共同研究開発契約等が解消された場合にも、経営成績及び財政状態並びに開発計画等に重大な影響を与えることとなります。

#### 既存の化合物を利用することによる医薬品開発のリスク低減について

当社が取り組むプロジェクトの主たるものは、既に薬効が確認されている化合物をベースにミセル化ナノ粒子技術と融合させ、新剤型医薬品、あるいは新有効成分としていることから、当社では、全く新規(この世の中に存在していなかった)の構造を有する化合物に比して、医薬品とするための開発リスクが低く、成功確率が高いと考えております。

しかし、長期の開発期間中に管轄当局の規制方針の変更などにより、開発リスクや成功確率が当社の想定通りの水準におさまるとは断定できず、当社の想定以上に開発リスクが高くなった場合、あるいは成功確率が低くなった場合には、当社の事業展開に支障を及ぼすこととなります。

#### パイプラインの拡充について

当社は、薬物と当社のポリマーを結合させて新有効成分とする研究開発の過程で生じる新しい発明の特許出願を行い、排他性を確保することが重要になります。当社ではこれらの特許等に裏付けられた技術をベースにパイプラインを増やしていく必要があると考えています。しかし、想定通りに特許等に裏付けられたパイプラインを増やしていけるかどうかは不確定であり、また、各パイプラインの研究開発を想定通りに進めていけるという保証もありません。想定通りにパイプラインを増やせなかった場合、あるいは各パイプラインの研究開発が想定通りに進められなかった場合、当社の事業展開は悪影響を受けることになります。

## 医薬品の申請区分に関する評価について

当社は既存化合物だけではなく、新薬についても当社技術と融合して新有効成分とする医薬品の開発を目指しており、申請区分については、当社開発中の製品のほとんどが新規化合物になると考えております。しかしながら、実際に想定通りの評価が得られるとは限らず、管轄当局より、当社想定通りの評価を得られなかった場合、当社の事業展開は影響を受ける可能性があります。

## (2) 当社の医薬品の開発状況について

当社のパイプラインについて

当社には、現在まで上市された承認済の医薬品はありません。シスプラチンミセル(NC-6004)、ダハプラチンミセル(NC-4016)、エピルビシンミセル(NC-6300)及びパクリタキセルミセル(NK105)の4品目が臨床開発段階にあり、この他臨床試験計画中や基礎研究中の新規開発パイプラインがあります。当社のパイプラインは全て、未だ研究開発途中であり、将来、医薬品として上市される保証はなく、臨床試験段階における重篤事象の発生等による開発中止の可能性や、開発遅延の可能性もあります。また、当社がライセンス・提携先との契約を解消した場合は、当社の研究開発活動に遅延が生じることで、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、先行して臨床開発段階に入っている上記パイプラインの承認の可否は、当社事業に重大な影響を及ぼ すおそれがあります。

さらに、日本及び海外の両地域で展開予定のパイプラインについては、先行地域の臨床開発が遅延した場合、後続地域の臨床開発遅延につながる可能性もあり、当社の事業計画の進捗に影響を及ぼすおそれがあります。

また、当社パイプラインが将来医薬品として上市されたとしても、当該医薬品が市場から受け入れられる保証はなく、各国における医薬品承認制度や知的財産制度等の影響を受ける可能性もあるため、当該医薬品が当社の想定通り製造及び販売される保証はありません。

#### 第三者への依存について

当社は、当社が開発する医薬品の臨床試験については、開発業務受託機関にその実施を委託しており、また、臨床試験に用いる治験薬については、医薬品製造受託機関等にその製造を委託しております。開発業務受託機関又は医薬品製造受託機関等がこれらに課せられる各種規制等を遵守できない場合、当社と開発業務受託機関又は医薬品製造受託機関等との契約が終了し、当社が別の開発業務受託機関又は医薬品製造受託機関等と当社が望む条件で契約を締結できない場合等において、当社の想定通り臨床試験が進まない可能性があります。また、上市後の医薬品の製造についても、医薬品製造受託機関等との関係では、上記の要因による影響を受ける可能性があります。

また、上市後の医薬品の販売等について当社は第三者に販売権をライセンスし、ロイヤリティ収入を得ることを想定しておりますが、かかる第三者とライセンス契約を締結できる保証はありません。また、第三者との間で販売にかかるライセンス契約を締結できない場合には、当該医薬品の販売等を自社で行う必要がありますが、この場合には、自社販売体制の構築等に想定外の費用が発生し、想定通りに販売が進まない可能性があります。

## (3) 化粧品事業の展開について

当社はミセル化ナノ粒子技術の応用範囲を広げ、株式会社アルビオンとの共同開発により、化粧品事業を展開しております。当社は、同社に対し、化粧品原材料の供給を行うとともに、同社から共同研究開発製品を仕入れ、最終消費者への販売を行っております。

#### 競合について

化粧品業界は、参入障壁が低いこともあり、激しい企業間競争にさらされております。当社は既存の製品にない画期的な商品を開発し、株式会社アルビオンの持つブランドカ、マーケティングカ及び販売力を生かして、化粧品事業を推進していく所存ですが、当社の製品が顧客のニーズに合致せず、市場から受け入れられない場合には事業計画通りの売上を達成できず、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

# 当社製品及び原材料の品質及び安全性について

当社の製品及び原材料の品質や安全性について疑義が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、結果的に当社の製品及び原材料に品質欠陥や安全性に関する問題が生じなかった場合においても、風評被害等により、同様の影響を受ける可能性があります。

#### 株式会社アルビオンへの依存について

現在の当社化粧品事業は、株式会社アルビオンとの共同開発及び共同事業によるものが主であり、同社との 契約が終了し、当社が望む条件で契約を締結できない場合等において、当社事業計画の達成に影響を及ぼす可 能性があります。

#### (4) 今後の事業の見通しについて

当社は早期の新薬の製造販売承認を目指して研究開発を進めておりますが、新薬の開発には長期にわたり多額の研究開発投資を要します。平成25年10月に実施した公募増資、平成30年4月に実施した第三者割当による新株予約権発行等により当面の研究開発資金の確保に目処はつきましたが、研究開発が計画通り進捗する保証はありません。研究開発が計画通りに進捗しない場合、新薬の製造販売承認の時期も不確定となるため、計画通りに新薬の製造及び販売が行われる保証はありません。

なお、製造販売承認が得られなければ開発コストを回収できないこととなり、また製造販売承認が得られて も、当社の事業計画上の目標売上を達成できない可能性もあります。

### (5)特定の取引先への依存について

#### 特定の販売先への依存について

当社の主な販売先は、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(生産、受注及び販売の状況)(3)販売実績」に記載の通りであり、株式会社アルビオン等が挙げられますが、これらの会社が今後、当社との取引を継続的に行う保証はありません。よってこれらの会社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化又は事業活動の停止などにより、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

#### 特定の仕入先への依存について

当社の原料及び研究用試薬並びに化粧品の主な調達先は、アルプス薬品工業株式会社、株式会社SENSE、一丸ファルコス株式会社、家田化学薬品株式会社等が挙げられますが、これらの会社が当社との取引を今後も継続的に行う保証はありません。よってこれらの会社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化又は事業活動の停止などにより、当社の研究開発活動に遅延が生じ、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

# (6)経営成績及び財政状態について

当社は平成8年6月14日の設立以降一貫して医薬品の開発を目指した研究開発活動を行っており、現在まで毎期研究開発費を中心とした費用が収益を上回り、当期純損失を計上する状態が続いています。また営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスの状況が続いています。

現時点における当社の収益は、当社が第三者と締結した共同研究開発契約及びライセンス契約に基づく契約 一時金及びマイルストーン収入に依存しており、今後提携候補先とこれらの契約を締結できない場合や契約の 相手先がこれらの契約に定められたマイルストーンを達成できなかった場合には、契約一時金の支払いやマイルストーン収入を受けられない場合があります。このような場合には、当社の純損失が想定よりも拡大する場合があります。

## (7)マイナスの繰越利益剰余金が計上されていることについて

当社は研究開発型のベンチャー企業であり、臨床段階にあるパイプラインが上市され、ロイヤリティ収入等の安定した収益を受ける体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため連続して当期純損失を計上しており、当事業年度末において、マイナスの繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、パイプラインを計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を計上できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

## (8) 資金繰りについて

当社は研究開発型企業として、自社研究や大学等との共同研究開発等を行っておりますが、多額の研究開発資金を必要とします。そのため、事業計画が計画通りに進展しない等の理由から想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社の資金繰りの状況によっては事業存続に多大な影響を与える可能性があります。

#### (9) 税務上の繰越欠損金について

当社には税務上の繰越欠損金が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限も設けられております。よって計画通りに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画通り利用できないこととなるため、通常の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

#### (10) 競合について

当社はミセル化ナノ粒子技術をコアとして、現時点では抗がん剤に特化した医薬品開発を実施しております。抗がん剤を含めた新規医薬品の市場は国内外を問わないことから、日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあります。タキソール系のパクリタキセル、あるいはシスプラチンなどの白金系抗がん剤をリポソーム化した新規製剤や、類似の薬物を用いた経口剤がいくつか開発されており、当社の開発品目にとって、これらは競合する可能性があると考えます。当社としては、早期の新薬開発、発売を目指しておりますが、他社が同様の効果や、より安全性のある製品を当社より先に販売した場合や、当社製品の販売後にこれを上回る製品が販売された場合、当社が新製品を発売しても期待通りの収益をあげることができない可能性があります。

## 2 . 経営上の重要な契約等

当社のビジネス展開上、重要と思われる契約の内容については、「4 経営上の重要な契約等」に記載の通りです。当社事業計画はこれらの契約に基づく収入等を前提に策定しているため、これら重要な契約の破棄が行われた場合、当社にとって不利な契約変更が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 当社の組織体制について

#### (1)人材の確保について

当社の競争力の核は研究開発力にあるため、専門性の高い研究者の確保が不可欠であります。同様に、事業拡大を支えるために、事業開発、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社は、優秀な人材の確保及び社内人材の教育に努めていきますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画通りに進まない場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

#### (2) 小規模組織であることについて

当社は小規模組織であり、研究開発体制及び社内管理体制も、この規模に応じたものとなっております。 そしてこのように限られた人材の中でも業務遂行体制の充実に努めておりますが、限られた人的資源に依存 しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が大量に退職した場合には、当社の業 務に支障をきたすおそれがあります。

一方、急激な規模拡大は、固定費の増加につながり、当社の業績に影響を与えるおそれがあります。

# (3)特定人物への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長CEOである中富一郎であります。中富は当社の経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の推進において、当社の最高責任者として影響力を有しております。このため当社は中富に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、中富が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) アドバイザー及び顧問について

当社は社外の研究者とアドバイザー契約又は顧問契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。

アドバイザー契約及び顧問契約は単年度ごとの契約になっておりますため、何らかの理由で契約の更新ができなかった場合等、契約を継続できなくなった場合には、当社の研究開発に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) M&Aについて

当社は、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業や周辺事業の拡大のため、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、検討を進めております。また、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収なども検討しておりますが、かかる投資・買収が成功裏に完了する保証はありません。

## 4.知的財産権について

#### (1) 当社の特許戦略について

当社は、特許によって他社に対して優位性をもち、他方、他社の権利を尊重しつつ自社の権利行使を推し進めます。

当社が現状臨床開発を推進しているパイプラインは、当社が保有又は当社が他者からライセンスインをしている特許権若しくは特許出願を基礎とするものであり、これらの特許は医薬品市場の大きい米国、ヨーロッパ、日本及びアジアを中心に出願されております。

しかしながら、当社が保有及びライセンスインをしている現在出願中の特許が全て成立するとは限らず、また、当社が事業活動を行う全ての地域又は競合相手が存在する全ての地域において特許を出願しているわけではありません。また、特許が成立しても、当社の研究開発を超える優れた研究開発により当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は、常に存在しております。さらに、当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合や成立した特許権が事後的に取り消されたような場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の展開する主要パイプライン及び新規開発パイプラインに関して、必要な他者所有の特許については、ライセンスインをしております。

さらに、当社の今後の事業展開の中でライセンスインする必要のある特許が生じ、そのライセンスインができなかった場合や、多額の実施料の支払いが必要になった場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (2)知的財産権に関する訴訟、クレーム等について

当事業年度末現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、他者が当社と同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後も当社が他者の特許に抵触するような問題が発生しないという保証はありません。

当社としては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては当社及び特許事務所等を通じた特許調査を実施しており、当社技術が他者の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社のような研究開発型企業にとって、このような知的財産権の侵害に関する問題の発生を完全に回避することは困難であり、第三者との間で特許権に関する紛争が生じた場合又は当社が共同研究開発の相手方と第三者の紛争に巻き込まれた場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5.製造物責任のリスクについて

医薬品の開発及び製造には、製造物責任のリスクが内在しています。将来、開発したいずれかの医薬品が健康障害を引き起こし、又は臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合、当社は製造物責任を負うこととなり、当社の業務及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、たとえ当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社及び当社の医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

#### 6. 法規制について

当社は、現在医薬品の研究開発を行っておりますが、今後研究開発の成果に基づき医薬品の製造を行うことを目指しています。この場合、日本においては、医薬品医療機器等法その他の関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、これらの製造販売には所轄官公庁の承認又は許可が必要となります。

今後、開発の進捗に伴い、適宜承認・許可を取得する必要があります。また、国外においても各国で類似の法律 や関連法規の規制を受けることになります。

また、当社のパイプラインについては、開発、製造、販売などにつき各国における健康保険制度に関する法規制及び患者のプライバシーに関する規制その他の規制に服することになります。

さらに、当社が日本国内において臨床試験を計画中のVB-111は遺伝子治療薬であり、カルタヘナ法(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)に基づく規制当局の承認を受ける必要があり、 当該承認を受けられなかった場合、開発計画の遅延等の影響を受ける可能性があります。

## 7.主要な事業活動の前提となる事項について

主要パイプラインに係るライセンス契約

大学等からの知的財産権のライセンスインについて

当社は、大学発の研究成果(シーズ)を医薬品として実用化するために、積極的に大学及び研究機関から知的財産権のライセンスインを行っており、特に主要なパイプラインに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾契約書	株式会社東京大学TL0 (平成13年1月26日)	後述の「4 経営上の重要な契約等 (2)技術導入契約 実施許諾契約 書」をご参照ください。
実施許諾契約書	株式会社東京大学TL0 (平成16年5月19日)	後述の「4 経営上の重要な契約等
覚書	国立大学法人東京大学及び株式会社 東京大学TL0 (平成18年3月31日)	(2)技術導入契約 実施許諾契約書 及び覚書」をご参照ください。

#### 提携先へのライセンスアウトについて

当社は、医薬開発品上市前の研究開発費の負担を軽減し、当社の財務面のリスクの極小化を図るため、()自社開発、()共同研究開発、()ライセンスアウト、()ライセンスインの4パターンのビジネスモデルで研究開発を進めており、現時点でライセンスアウト中の2パイプライン(パクリタキセルミセル(NK105)、シスプラチンミセル(NC-6004))があります。下記のライセンス契約に関しては、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名 契約会社名 (契約締結日)		契約内容
実施許諾基本契約	日本化薬株式会社 (平成14年 6 月12日)	後述の「4 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 実施許諾基本契約」をご 参照ください。
EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology	Orient Europharma Co., Ltd. (平成24年11月7日)	後述の「4 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology」をご 参照ください。

#### 8.配当政策について

当社は創業以降、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、 利益計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案し、方針を検討する所存であります。

#### 9. ストック・オプションを含む新株予約権の発行について

当社はストック・オプション制度を採用しており、当事業年度末現在でストック・オプションとして発行している新株予約権は2,236,800株相当(既行使分を除く)であります。このほか、資金調達のために新株予約権を発行しており、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権2,171,052株相当並びに第14回新株予約権5,450,000株相当(いずれも既行使分を除く)を合計すると7,621,052株相当となります。これら発行済の新株予約権が全て行使された場合の潜在株式数は9,857,852株であり、この潜在株式数と発行済株式総数43,236,584株とを合計した株式数(53,094,436株)に対し18.57%となり、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

なお、当社は、今後も優秀な人材確保のためにストック・オプション制度を継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後新株予約権が付与され、権利行使された場合には、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストック・オプションについては費用計上が義務付けられているため、付与条件によっては、今後のストック・オプションの付与により、当社の業績が影警を受ける可能性があります。

### 10. 為替差損等について

当社は、欧米において臨床試験を行っておりますが、臨床試験に要する費用の支払いについては、主として外貨によって行っており、またそれらの支払いに備えて外貨建て預金を保有しております。また、当社の売上高の一部は外貨により計上される場合があります。従いまして、為替相場の変動は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

#### (1) 業績

当事業年度におきましては、好調な企業収益を背景に設備投資や雇用環境・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、米国の政策運営やアジアの地政学的リスク等、依然として世界経済は先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓など に積極的に取り組んでまいりました。

## (主要パイプラインの進捗状況)

主要パイプラインの進捗状況は下記の通りです。

シスプラチンミセル(NC-6004)につきましては、自社開発製品第一号として自社及びライセンス先との共同開発によりグローバルに開発を推進しております。ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.(台湾、以下「OEP」といいます。)とともに、日本を含むアジア地域において膵がんを対象に第 相臨床試験を実施しております。頭頸部がんについては、台湾においてOEPが第 相臨床試験を、欧米において自社で第 / 相臨床試験を各々行っておりましたが、平成30年5月、アジア及び欧米の地域を統合して、OEPとともに改めて第 / 相臨床試験を実施することで合意いたしました。また、米国において第 相臨床試験(バスケットデザイン試験)として非小細胞肺がん、膀胱がん、胆道がんの3適応症を対象に実施中で、胆道がんについては患者登録を終了しております。複数の適応症を対象にした試験を複数の地域で併行して進めることにより、有効性・安全性について幅広い成績を取得し、本剤の有用性が高いがん種を見出し、早期承認申請の実現を目指しております。なお、平成29年7月、胆道がん適応については、米国食品医薬品局(FDA)よりオーファンドラッグ(希少疾病用医薬品)の指定を受けております。

を受けております。
エピルビシンミセル(NC-6300)につきましては、米国で軟部内頃を対象に第1/ 相覧序試験を実施中です。

エピルビシンミセル (NC-6300) につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第I/ 相臨床試験を実施中です。 NC-6300についても、FDAより本適応に対するオーファンドラッグの指定を受けております。

平成29年11月にVascular Biogenics Ltd. (イスラエル、以下「VBL」といいます。)からライセンスを受けた遺伝子治療薬「VB-111」につきましては、平成30年3月、同社より、米国を中心に行われている第 相臨床試験である再発悪性神経膠芽腫 (rGBM)患者に対する本製剤のアバスチン(一般名:ベバシズマブ)との併用とアバスチン単独群との比較試験において、あらかじめ設定された主要評価項目である全生存期間(OS)について差が見られなかったことが速報されました。当社は、同試験の詳細な解析データを考察し、VBLの今後の欧米における開発方針を踏まえ、後続の卵巣がん、甲状腺がん、肺がん等の適応症を含め、日本国内における開発方針を検討してまいります。

ダハプラチンミセル (NC-4016) につきましては、プラチナ製剤第二弾として、自社開発により米国で固形がんを対象にした第 相臨床試験を実施しており、患者登録を完了し主要目標である推奨用量を決定いたしました。現在、詳細なデータ解析をもとに次段階の試験デザイン等の検討を進めております。

パクリタキセルミセル(NK105)につきましては、平成28年7月、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社より、乳がんを適用対象にした第 相臨床試験(国際共同試験)において、主要評価項目が達成されなかったと発表されましたが、平成30年2月、乳がんを対象に第 相臨床試験を開始した旨発表されております。

## オーファンドラッグ指定(希少疾病用医薬品指定)

米国における患者数20万人以下の希少疾病に対する新薬開発を促進するために米国FDAが与えるもので、オーファンドラッグの指定を受けると、7年間の排他的先発販売権が与えられます。また、米国政府からの補助金の獲得、臨床研究費用の税額控除、FDA申請における医薬品審査手数料の免責、治験実施計画書の審査に対しての優遇措置が受けられます。

## (新規開発パイプラインの進捗状況)

新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle)」を次世代型医薬品パイプラインとして開発を推進しています。当社は、エーザイ株式会社より導入したがん抑制作用の強いE7974を含む抗がん剤とセンサーである抗体を結合したActive型ミセル化ナノ粒子を開発することにより、がん細胞へのターゲティング性能を高め、抗腫瘍作用をさらに高めることで治療域を拡大する新規医薬品の研究開発を進めております。また、国内の大手企業数社との共同研究等により、さらなる提携を探索・推進しつつ、開発パイプラインの拡充に精力的に取り組んでおります。

低分子医薬品に加え、より副作用が少ないとされているsiRNAなどの核酸や、タンパク質医薬品などの高分子医薬品に対するミセル化ナノ粒子技術の応用にも取り組んでおります。独自の核酸デリバリー技術「NanoFect®」を確立し、さらに抗体を付加したActive型NanoFect®とすることでターゲティング機能を向上させた次世代型DDS医薬品の開発を進めております。平成29年10月、JCRファーマ株式会社と核酸等を含む脳内デリバリー創薬に関する共同研究契約を締結しております。

## (事業開発の状況)

事業開発活動につきましては、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業や周辺事業の拡大のため、有力な企業との資本・事業提携、M&A等並びに国内外の製薬・バイオ企業や大学・研究機関等との共同研究開発プロジェクトについても積極的に取り組んでおり、当事業年度において以下のような活動を行っております。

平成29年3月、TPG Biologics, Inc.(台湾)と共同研究開発契約を締結し、平成29年4月に同社へ出資いたしました。共同研究においては、同社が所有する抗体などバイオ医薬品に関する研究基盤と当社のADCMを融合した新しい技術基盤の確立を目指します。

平成29年4月、Tocagen Inc. (米国)に出資いたしました。同社技術の将来における可能性に注目し、出資を決定いたしました。

平成29年8月、米国での事業開発拠点として、マサチューセッツ州ボストン郊外に米国子会社NanoCarrier USのオフィスを開設いたしました。

平成29年11月、Vascular Biogenics Ltd.との間で遺伝子治療薬「VB-111」の日本国における開発及び商業化に関するライセンス契約を締結いたしました。

平成30年1月、セオリアファーマ株式会社との間で、業務提携に向けた検討を開始し、平成30年6月、共同開発契約を締結いたしました。同社は、耳鼻咽喉科領域に特化したスペシャリティファーマとして、抗菌剤、抗アレルギー剤、めまい治療剤などを製造販売しており、既に医薬品の販売網を有していることや、耳鼻咽喉科領域に加え、その重点領域を頭頸部領域に拡大し新薬開発を行っていることなどから、それぞれの経営資源や両社の強みを相互補完できるものと判断しております。本契約では、同社が有する耳鼻科領域及びがん領域の医療用医薬品候補を対象に共同で研究開発することにより、短期間で製造販売承認を取得し、製造から販売までの一貫体制の下、患者様のQOL向上に役立つ医薬品を早期にお届けすることを目指します。

また、平成30年4月、当社は、ノーリツ鋼機株式会社及び株式会社ジーンテクノサイエンスとの間で事業化ノウハウを組み合わせたバイオ事業の創出を目的とした業務提携契約を締結いたしました。さらに、当社はノーリツ鋼機株式会社が間接的に100%の持分を保有するノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社が所有する株式会社ジーンテクノサイエンスの普通株式500,000株を取得し同社に資本参加するとともに、ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社が当社の普通株式1,500,000株を取得する資本提携を行いました。

## (化粧品事業の状況)

化粧品事業につきましては、株式会社アルビオンとの共同開発製品である男性用スカルプトータルケア製品「Depth(デプス)」のインターネット販売及び美容室でのカウンセリング販売を行っております。顧客から長期的な支持を獲得できるような強いブランドとして育成することを目指した戦略的なマーケティング活動を展開しており、その成果として、大手百貨店や化粧品専門店による取扱いが開始されております。平成29年8月には新規スタイリング用商品(ワックス、スタイリングジェル)を販売開始し、平成29年9月より、女性も販売対象とした「Depth For Share(デプス フォー シェア)」シリーズを新たに展開しております。ラインアップの強化によりお客様のさまざまなニーズに対応可能となり、同ブランドの価値を向上させることを目指しております。

女性用化粧品に関しましては、株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアALホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の原材料を供給しております。同社とは、次世代型エクラフチュールの開発に向けた共同研究開発も進めております。このように当社は、医薬品分野のみならず、化粧品分野においても主力成分を封入した高性能ミセル化ナノ粒子技術の研究開発に積極的に取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度は、契約収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により売上高は259,097千円(前事業年度比18.5%増)、営業損失は5,351,438千円(前事業年度営業損失2,712,219千円)、主に定期預金にかかる受取利息26,350千円、主に外貨建て債券にかかる有価証券利息7,627千円、外国為替相場の変動による為替差損11,081千円等により経常損失は5,304,445千円(前事業年度経常損失2,619,075千円)となり、新株予約権戻入益32,707千円、固定資産の減損処理等による減損損失141,381千円等を計上した結果、当期純損失は5,416,808千円(前事業年度当期純損失2,676,049千円)となりました。

財政状態につきましては、当事業年度末における資産は、前事業年度末に比べ5,312,423千円減少し、7,626,996 千円となりました。負債は、前事業年度末に比べ93,226千円増加し、2,965,304千円となりました。純資産は、当期純損失の計上等により、前事業年度末に比べ5,405,650千円減少し、4,661,692千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」)は、前事業年度末に比べ4,697,114千円減少し2,688,524千円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税引前当期純損失 5,413,178千円に、減損損失141,381千円、たな卸資産の減少額124,075千円、前払費用の減少額104,965千円、未払金の減少額113,035千円、未払費用の増加額205,042千円等の調整がされた結果、4,927,585千円の支出(前事業年度は2,525,557千円の支出)となりました。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、214,729千円の収入(前事業年度は597,249千円の支出)となりました。 定期預金の預入による支出1,600,762千円、定期預金の払戻による収入2,604,071千円、有価証券の取得による支出9,034,620千円、有価証券の償還による収入8,668,898千円、投資有価証券の取得による支出358,767千円等によるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、24,065千円の収入(前事業年度は88,053千円の収入)となりました。新株予約権の行使による株式の発行による収入24,065千円によるものです。

# (生産、受注及び販売の状況)

# (1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしておりません。

# (2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしておりません。

# (3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次の通りであります。

当事業年度		
(自 平成29年4月1日	至 平成30年3月31日)	
販売高 ( 千円 )	前年同期比(%)	
259,097	18.5	

## (注) 1.主要な輸出先並びに輸出販売高及び割合は、次の通りであります。

## なお、( )内は総販売実績に対する輸出販売高の割合であります

輸出先	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
アジア	1,020	100.0	-	-
合計	1,020 (0.5%)	100.0	- ( - % )	-

# 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		(自 平成28年4月1日 (自 平成29年4月1日	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 ( 千円 )	割合(%)
株式会社アルビオン	146,481	67.0	154,834	59.8
アキュルナ株式会社	-	-	50,000	19.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

第22期事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下の通りです。

なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針などの将来に関する事項は本書提出日(平成30年6月25日)現在において判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

#### (1) 財政状態

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は6,841,222千円(前事業年度末は12,442,347千円)となり、5,601,124千円減少しました。これは主に現金及び預金の減少5,706,062千円、有価証券の増加344,690千円、たな卸資産の減少124,075千円によるものです。

## (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は785,773千円(前事業年度末は497,072千円)となり、288,701千円増加しました。これは主に投資有価証券の増加390,188千円、有形固定資産の減少104,581千円によるものです。

## (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は450,694千円(前事業年度末は369,603千円)となり、81,090千円増加しました。これは主に未払費用の増加205,042千円、未払金の減少111,492千円によるものです。

## (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は2,514,610千円(前事業年度末は2,502,473千円)となり、12,136千円増加しました。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は4,661,692千円(前事業年度末は10,067,342千円)となり、5,405,650千円減少しました。これは主に利益剰余金の減少5,416,808千円によるものです。

## (2) 経営成績

当事業年度における経営成績については、「(業績等の概要) (1)業績」をご参照ください。

#### (3) キャッシュ・フロー

当事業年度におけるキャッシュ・フローについては、「(業績等の概要) (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

# 4 【経営上の重要な契約等】

# (1)技術導出契約

# 実施許諾基本契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
(契約締結日) 日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	平成14年3月31日から、日本化薬株式会社がパクリタキセル含有ポリマーミセル(以下「本ミセル」という。)又は本ミセル化成分を含有する医薬品製剤(以下「本医薬品製剤」という。)の研究、開発、製造または販売を行っている間。	当社は、日本化薬株式会社に対し、日本及びアジアにおいて、本ミセル及び本医薬品製剤を研究、開発、製造、使用及び販売する独占的実施権(再実施許諾権付)を日本化薬株式会社に許諾し、その他の地域において、本医薬品製剤を販売する非独占的実施権を許諾する。本ミセル及び本医薬品製剤の開発は日本化薬株式会社が実施し、当社は同社より、契約一時金及び開発ステージに応じたマイルストーンの支払いを受ける。製品の上市後、日本化薬株式会社は、当社に対し、正味販売高に一定料率を乗じたロイヤリティを支払う。ロイヤリティは、当社の工業所有権のすべてが消滅した時、又は本医薬品製剤を最初に上市した日から10年のいずれか遅い日
		まで支払われる。

# EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Orient Europharma	平成24年11月7日(本契	当社はOrient Europharma Co.,Ltd.(OEP)に対し、アジ
Co.,Ltd.	約締結日)から、NC-	ア地域(日本、中国、インドを除き、オセアニアを含む。
(平成24年11月7日)	6004の開発、製造又は販	以下同じ)を対象とするシスプラチンミセル(NC-6004)
	売を行っている間。	の開発及び販売権に加え、ミセル原薬及び最終製剤に関す
		る全世界における非独占的製造権を付与する。
		アジア地域における NC-6004の開発に関しては、OEPが主
		体となり、当社は共同開発の立場で協力する。開発費用に
		ついてはOEPが負担する。
		OEPは、非独占製造権に対する対価として、開発、販売の
		段階に応じて当社に対し、最大で総額8億円のマイルス
		トーンを支払うほか、販売数量に応じたロイヤリティの支
		払いを行う。
		また、当社は製造に必要な原料の供給を行い、OEPはこの
		対価を支払う。

# 独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学、 株式会社東京大学TLO及 び日油株式会社 (平成21年12月8日)	平成21年12月8日から、 対象特許の全てが効力を 失う日まで。	当社は、国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOから独占的実施権を許諾された「静電結合型ミセル薬剤担体とその薬剤」他4発明につき、内包物及び地域を限定して遺伝子治療分野における再実施を日油株式会社に許諾する。 日油株式会社は、再実施権の対価として、株式会社東京大学TLO及び当社に対してそれぞれ、一定額の一時金及び、正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を支払う。国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO、当社及び日油株式会社が別途合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。
	I	·

# (2)技術導入契約

## 実施許諾契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社先端科学技術インキュベーションセンター(現:株式会社東京大学TLO) (平成13年1月26日)	平成13年1月26日から、 対象特許が消滅するま で。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOが所有する特許「シスプラチン内包高分子ミセル」について、日本国内及び当社が希望する外国において、シスプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。当社は、実施権の対価として、一時金及び当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。株式会社東京大学TLO、又は当社は60日間の予告期間をおいて相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

# 実施許諾契約書及び覚書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TL0	平成16年5月19日から、	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOの所有する
(平成16年5月19日)	対象特許が効力を失う日	特許「ジアミノシクロヘキサン白金(Ⅱ)とポリ(カルボ
	まで。	ン酸)セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、そ
		の抗腫瘍剤」について、日本国内及び当社が希望する外国
		において、ダハプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売
		及び使用することができる再実施許諾権付きの独占実施権
		及び専用実施権を当社に許諾する。
		当社は契約一時金を株式会社東京大学TLOに支払う。
		株式会社東京大学TLO又は当社は60日間の予告期間をおい
		て相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の
		全部又は一部を解約又は変更することができる。
国立大学法人東京大学及	平成16年 5 月19日から、	当社は、実施権の対価として、当社が実施した場合は当社の正
び株式会社東京大学TLO	対象特許が効力を失う日	味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した
(平成18年3月31日)	まで。	場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた額又は当
		社が再実施権者から得た実施料に一定料率を乗じた額の何れか
		低い実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。

# 独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
(契約締結日) 株式会社東京大学TLO (平成18年7月31日)	平成18年7月31日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOの所有する 「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」に関する 特許権及び特許出願について、日本、米国、カナダ、欧 州、豪州、韓国において再実施許諾権付きの独占実施権を 当社に、内包物を限定し許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専 用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TLOと合意した 場合、専用実施権の登録を行うことができる。 当社は、実施権の対価として、一時金及び当社の新株予約 権を付与する。また、当社が実施した場合は当社の正味販 売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をし た場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実
###ANTO	THOOM 4 P 4 P 4 P	施料を株式会社東京大学TLOに支払う。 株式会社東京大学TLO及び当社が合意した場合、契約の全 部又は一部を解約又は変更することができる。
株式会社東京大学TL0 (平成20年4月1日)	平成20年4月1日から、 対象特許及び上記「静電 結合型高分子ミセル薬物 担体とその薬剤」の両方 が効力を失う日まで。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOが実施許諾権を有する「核酸用ミセル」に関して、日本国及び当社が希望する国における再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TLOと合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。 当社は、契約一時金並びに、本件特許を実施した場合の対価として、当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。 それぞれの許諾地域において、上記の特許権及び特許出願「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」が有効に存続している場合には、当該特許権及び特許出願の実施料に入る場合には、当該特許権及び特許出願の実施料に入事を解約のに記載の実施料に含まれるものとする。株式会社東京大学TLO及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。又、当社が実施権を不要と判断し、契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、解約すること

# 独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
(英利解語日) 国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成19年2月15日)	平成19年2月15日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「叶応答性高分子ミセルの調製に用いる新規プロック共重合体及びその製造法」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。当社は、実施権の対価として、一時金及び正味販売額に一定の料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

# 独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成21年5月22日)	平成21年5月22日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「カチオン性のポリアミノ酸及びその使用」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。 当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の対価として、一時金及び正味販売額に一定料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

# 独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及	平成21年12月8日から、	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOは、その
び株式会社東京大学TLO	対象特許の全てが効力を	所有する特許「静電結合型ミセル薬剤担体とその薬剤」他
(平成21年12月8日)	失う日まで。	1 件の発明につき、平成18年 7 月31日付で当社と「独占ラ
		イセンス契約」(原契約)を締結し、再実施許諾権付きの
		独占実施権を内包物を限定して当社に許諾している。
		国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOは、上記
		原契約の範囲に含まれていない当該特許及び発明の遺伝子
		治療分野における独占実施権を、内包物を限定して当社に
		許諾する。また、原契約に含まれていない3発明を新たに
		実施許諾の対象に加えるものとする。
		当社は、実施権の対価として、正味販売額に一定の料率を
		乗じた実施料を支払う。当社が再実施許諾をした場合は、
		再実施権者の正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を国
		立大学法人東京大学に支払う。
		国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が
		別途合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更す
		ることができる。

# License Agreement

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
エーザイ株式会社 (平成26年6月23日)	契約締結後、ロイヤリティ支払期間(製品販売開始日から10年間又は契約発効日から25年間のいずれか短い期間)又はマイルストーン分配期間(契約発効日から10年間)のいずれか長い期間	エーザイ株式会社(以下、「エーザイ」)は、全世界を対象に、エーザイ所有の新規医薬品候補の開発・販売等を行う権利を当社に付与し、これに基づき当社が臨床試験実施に向けて研究開発を進める。 エーザイは、開発ステージが進んだ段階で、当社から本新規医薬品候補の開発・販売等を行う権利を買い戻すための優先交渉権を有する。 当社はエーザイに対して、契約締結時に契約一時金及び開発ステージが一定の段階に進んだ段階で一定のマイルストーンを支払う。

# DEVELOPMENT, COMMERCIALIZATION AND SUPPLY AGREEMENT

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Vascular Biogenics Ltd. (平成29年11月3日)	契約締結日から「VB- 111」の日本国における製品販売終了又はロイヤリティ対象期間(データ保護期間中若しくは知財団、規制を表別のよりを表別である。 一、対象がある。 一、対象がある。 一、対象がある。 一、対象がある。 一、対象がある。 一、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 では、対象がある。 には、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が	Vascular Biogenics Ltd.(以下、「VBL」)は、遺伝子治療薬「VB-111」の日本国における開発及び商業化に関する再許諾権付の独占実施許諾権を当社に付与する。本契約に基づき、VBLは当社に「VB-111」を供給し、当社は日本における商業化に向けた臨床開発及び販売を担当する。 当社はVBLに対して、契約締結時に契約一時金15百万米ドルを支払う。また開発ステージが一定の段階に進んだ段階で一定のマイルストーンや、上市後は売上に応じた対価を支払う。

# (3)供給契約

# 供給契約書及び確認書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日油株式会社	ポリマー供給に関する新	当社及び当社の提携先が、ミセル化ナノ粒子を利用した新規医
(平成26年2月7日)	たな契約が締結・発効す	薬品の研究・開発・製剤の商業的製造のために必要とするポリ
	るまで	マーを、日油株式会社が当社に独占的に製造供給する供給契約
		書の契約期間満了(平成25年12月15日)後も、合意した条件に
		従い、同社よりポリマー製造供給を受ける。

# (4) その他の契約

# Termination Agreement

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Debiopharm S.A. (平成23年3月11日)	契約締結日から、10年間 もしくは製品発売日より 10年間のいずれか遅いほ う	当社とDebiopharm S.A.が平成19年10月15日付で締結した ダハプラチンミセルに関するライセンス・供給契約の終了 にあたり、同契約に基づきDebiopharm S.A.が実施した非 臨床試験及び第 相臨床試験において得たデータを当社に 移管する。 ダハプラチンミセルに関し、当社が新たな提携先とライセ ンス契約を締結した場合、当社は、治験データ提供の対価 として、当社が受領したマイルストーン収入の一部を Debiopharm S.A.に支払う。

## 共同研究契約書及び覚書

一一一一一一一一一一一一一一一一	九日	
契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
信越化学工業株式会社	平成25年6月20日(本契	当社と信越化学工業株式会社は高品質かつ合理的なコスト
(平成25年6月20日)	約締結日)から、平成31	のポリマーを開発することによって相互の事業に寄与する
	年12月31日まで	事を目的に共同研究を行う。
		当社は原料の供給、試作ポリマーの評価等を行い、信越化
		学工業株式会社はポリマーの試作、評価サンプルの提供、
		製造用設備の検討・導入等を行う。この他、必要に応じ本
		件ポリマーを共同で設計・開発及び最適化する。

# 共同開発契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社アルビオン	平成27年7月30日から、	当社と株式会社アルビオン(以下、「アルビオン」)は、
(平成28年3月24日)	平成30年7月29日まで	当社が所有する最新の医薬品技術を応用した新しい化粧品
		素材の共同開発を行い、その素材を使用した化粧品をアル
		ビオンが製品化する。
		当社は、化粧品素材として使用される原料の供給を行い、
		アルビオンは、本素材を用いた新しい化粧品の製造・販売
		に向け、開発を推進する。
		アルビオンは当社に対し、当社技術利用の対価として一定
		額を段階的に支払う。また、当社から供給された原料の対
		価を支払う。

## 5 【研究開発活動】

当社における研究開発は、研究開発統括部の統括管理の下、研究部及び臨床開発部を中心に実施しております。 当事業年度末現在で、研究開発スタッフは41名にのぼり、これは総従業員の80.4%に当たります。

当社は当事業年度において、以下のような研究開発活動を実施しており、研究開発費の総額は4,979,468千円となりました。

## (1) 当社の研究開発活動の概要

「第 1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーに基づくミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することです。

前述の通り当社の研究開発活動は研究開発統括部の統括管理の下、研究部及び臨床開発部を中心に実施しておりますが、共同研究契約を締結している場合は締結先との共同研究により実施しております。

## (2) サイエンティフィック・アドバイザーについて

当社は社外の研究者とサイエンティフィック・アドバイザー契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。

## (3) 当社の開発品目ごとの研究開発状況について

#### < 開発品目 >

当社の開発品目は、現在、主要パイプライン4品目が臨床試験の段階にあり、1品目が臨床試験計画中であります。この他、新規開発パイプラインの研究開発を進めており、グローバルな事業展開を目指しております。

## (主要パイプライン)

各パイプラインの概要は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 当社の主要パイプラインについて」に記載の通りであります。

## (新規開発パイプライン)

次世代パイプライン候補の概要及び進捗状況は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 次世代パイプライン 候補について」に記載の通りであります。

# 第3 【設備の状況】

# 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は65,631千円であり、この内訳は主に本社研究所の医薬品製造機器等によるものです。

# 2 【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在

						1 1 7 7 7	<u> </u>	70.—
事業所名	セグメントの	記供の中容	帳簿価額(千円)					従業員数
(所在地)	名称	設備の内容	建物附属 設備	機械 及び装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	(名)
本社研究所 (千葉県柏市)	医薬事業	研究開発施設	2,424	55,393	- ( - )	328	58,146	40
東京オフィス (東京都中央区)	医薬事業	事務処理施設	0	-	- ( - )	2,941	2,941	11
iCONMラボ (川崎サテライト研究所) (神奈川県川崎市川崎区)	医薬事業	研究開発施設	0	0	- ( - )	0	0	0

- (注) 1.帳簿価額のうち「その他」は、構築物、工具、器具及び備品並びにソフトウエアであります。なお、金額に は消費税等は含まれておりません。
  - 2. 現在休止中の設備はありません。
  - 3. 本社研究所、東京オフィス及びiCONMラボは賃借物件で、その概要は次の通りであります。

事業所名	所在地	年間賃借料	床面積	賃借先
本社研究所	千葉県柏市	41,288千円	1,277.15㎡	増田 文夫
東京オフィス	東京都中央区	18,660千円	285 . 59 m²	株式会社大野屋旅館
iCONMラボ	神奈川県川崎市 川崎区	3,694千円	61.57m²	公益財団法人川崎市産業振 興財団

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,122,800
計	130,122,800

# 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年 6 月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,236,584	45,887,584	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株で あります。
計	43,236,584	45,887,584		

<sup>(</sup>注)提出日現在の発行数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成23年 8 月12日		
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 監査役 3 従業員 24		
新株予約権の数(個)	680		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 68,000		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	276		
新株予約権の行使期間	平成25年8月16日から平成30年8月15日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 276 資本組入額 138		
新株予約権の行使の条件	・被付与者が取締役、監査役又は従業員の地位を 失った場合は原則として権利行使不能 ・行使日の前営業日の株式会社東京証券取引所に おける当社普通株式の普通取引の終値が320円 以上であった場合にのみ、権利行使可能		
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
  - 2.発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

<b>主国教後 +/ : )、 今 60 -</b>	细数前状以全缩		
調整後払込金額 =	<b>间罡</b> 刖払 <u></u> 少立战	× —	分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式 分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約 権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

	I		
決議年月日	平成24年 5 月22日		
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7		
新株予約権の数(個)	95		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,500		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	537		
新株予約権の行使期間	平成26年 5 月24日から平成31年 5 月23日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 269		
新株予約権の行使の条件	・被付与者が取締役、監査役又は従業員の地位を 失った場合は原則として権利行使不能 ・行使日の前営業日の株式会社東京証券取引所に おける当社普通株式の普通取引の終値が320円 以上であった場合にのみ、権利行使可能		
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当 契約書」に定めております。
  - 2.発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式 分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約 権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

有価証券報告書

決議年月日	平成25年 5 月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 3
新株予約権の数(個)	183
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,324
新株予約権の行使期間	平成25年6月10日から平成30年6月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 2,324 資本組入額 1,162
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者は、会社で達成の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
  - 2.発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × \_\_\_\_\_\_ / 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

- 3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式 分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約 権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
- 4. 平成29年2月3日付で発行要項に定める事由に基づき、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が変更になっております。

決議年月日	平成26年 3 月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14
新株予約権の数(個)	575
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 57,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,620
新株予約権の行使期間	平成28年4月3日から平成33年4月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,620 資本組入額 810
新株予約権の行使の条件	・被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
  - 2.発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × \_\_\_\_\_\_\_ / 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

決議年月日	平成26年 8 月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 6
新株予約権の数(個)	225
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,372
新株予約権の行使期間	平成28年9月3日から平成33年9月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,372 資本組入額 686
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。 ・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
  - 2.発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × \_\_\_\_\_\_\_ / 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の 算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

決議年月日	平成27年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役     5       監査役     3       従業員     44       社外協力者     1
新株予約権の数(個)	20,610
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,061,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140
新株予約権の行使期間	平成27年11月2日から平成34年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者は、発行会社が下記では場合に限り、各条件でマイルストーン会員が産産成した場合に限り、以下の機を有が当初割当当の本新株予的権をの数をできる。とかである。というでは、まずでは、いきないの本がは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのではないいのではないのでは、ないのではないいのではないのではないのではないいいいのではないいのではないいのではないいのではないいいのではないいのではないいいのではないいいいのではない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認 を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成30年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1.上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
  - 2.発行価格は、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円 未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数×1株当たり払込金額 1株当たり時価

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × —

既発行株式数+新株発行(処分)株式数

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第14回新株予約権					
決議年月日	平成27年 9 月18日				
新株予約権の数(個)	218				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,450,000				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140				
新株予約権の行使期間	平成27年10月8日から平成33年9月30日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570				
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認 を要する。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。なお、平成29年4月9日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月27日付で残存する全ての本新株予約権を買取り及び消却しております。

(注) 1.各新株予約権の目的である株式の数(以下、「交付株式数」という)は25,000株とします。ただし、当社が 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や普通株式の株 式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場 合で、下記2.の行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されます。但し、調整 の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後交付株式数	_	調整前交付株式数×調整前交付株式数
<b>间置後又門休지奴</b>	_	調整後行使価額

2.新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合や、普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 +交付株式数 × 1 株当たりの払込金額調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×1 株当たり時価既発行株式数 + 交付株式数

3. 当社は、本新株予約権の保有者ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合との間で以下の当社の行使指示について合意しております。

(当社の行使指示)

当社は、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合や、当社の資本・事業提携、M&A案件が進捗した場合に、割当先に対して本新株予約権の行使を指示することができる。

第16回新株予約権						
決議年月日	平成30年4月9日及び平成30年4月12日					
新株予約権の数(個)	5,330					
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)						
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,330,000 (注)2					
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 715 (注)3、4					
新株予約権の行使期間	平成30年5月1日から平成32年5月7日まで					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	(注)6					
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。					
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認 を要する。					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項						

提出日の前月末(平成30年5月31日)における内容を記載しております。

- (注)1.当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。
  - 2. 本新株予約権の目的となる株式の数に関する事項は次のとおりであります。
    - (1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株で確定しており、4.に定める行使価額が修正されて も変化しない。但し、下記(2)、(3)及び(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目 的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
    - (2) 当社が5.の規定に従って、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、5.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る 5 . (2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、 各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、5.(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は次のとおりであります。
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初715円とする。
- 4. 行使価額の修正に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が429円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
  - (2) 下限行使価額ですべて行使が行なわれた場合の資金調達額は、2,806,350,955円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)であります。

- 5. 行使価額の調整に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後<br/>行使価額調整前<br/>(行使価額)\*新発行・処分株式数×1株当たりの払込金額<br/>株式数時価既発行株式数 + 新発行・処分株式数既発行株式数 + 新発行・処分株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 、 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、 取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 、 及び にかかわらず、調整後 の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日 から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法 により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額 - 調整前行使価額) × 調整前行使価額により当該 期間内に交付された株式数

株式数 = -

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始ま る30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除 く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入す る。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要と するとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が4.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- 6.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7.割当先との間で締結している第三者割当て契約(以下「第三者割当て契約」という。)において、本新株予 約権の譲渡の際に当社取締役会の承認を要する旨が定められています。
- 8. 当社の株券の売買に関する事項について、割当先との間で特段の取決めはありません。
- 9. 本新株予約権における上記以外の主な特質等は次のとおりであります。
  - (1) 各本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の目的である株式1株当たり5.555円(1個当たり5,555円) とする。
  - (2) 本新株予約権の取得に関する事項は次のとおりであります。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり5,555円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり5,555円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり5,555円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第三者割当て契約において別途定める行使請求受付場所に対する行使 請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の 全額が当社が指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (5) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の発行要項及び第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金5,555円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は3.のとおりとし、行使価額は当初、平成30年4月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額である715円とした。
- (6) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について第三者割当て契約に基づく取決めの主な内容は以下のとおりであります。

当社は、割当日以降に割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間(以下「行使停止期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができる。

当社は、何度でも停止指定を行うことができ、かつ同時に複数の停止指定を行うことができる。 いずれかの時点において1又は複数の停止指定が行われている場合には、割当先は、当該時点の直前に 未行使であった第16回新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている第16回新株 予約権の総数を差し引いた数を上回る数の第16回新株予約権を行使してはならない。

### 当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第 3 回転換社債型新株予約権付社債(平成27年10月 8 日発行)					
決議年月日	平成27年 9 月18日				
新株予約権の数(個)	33				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,171,052 [2,220,726]				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,140 [1,114.5]				
新株予約権の行使期間	平成27年10月8日から平成33年9月30日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 [1,114.5] 資本組入額 570 [557.25]				
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。				
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付 されたものであり、本社債からの分離譲渡はでき ないものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項					
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予 約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社 債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。				
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,475 (注) 1				

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.新株予約権付社債の額面75百万円につき新株予約権1個が割り当てられております。
  - 2.本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の払込価額の総額を転換価額(払込金額)で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わいません。
  - 3. 当社が、新株予約権付社債の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合 や、普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により転換価額を調整し、転換価額調整式の計算については円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

4. 当社は、本新株予約権の保有者ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合との間で以下の当社の行使指示について合意しております。

(当社の行使指示)

当社は、平成29年4月1日以降、10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格が本転換社債型新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当先に対して、累計して本新株予約権付社債の発行価額の総額の2分の1である15億円の金額を各本社債の金額で除した数を超えない個数の本社債に係る本転換社債型新株予約権の行使を指示することができる。

- 5. 本新株予約権は、平成30年4月28日付で発行要項に定める事由に基づき、転換価額の調整が行われております。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 ( 千円 )	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月9日~ 平成25年9月30日(注)1	39,045	364,352	576,844	5,658,026	576,842	5,639,224
平成25年10月28日(注)2	33,600	397,952	4,325,328	9,983,354	4,325,328	9,964,552
平成25年11月7日~ 平成25年11月25日(注)1	125	398,077	2,372	9,985,726	2,372	9,966,925
平成25年11月25日(注)3	1,625	399,702	209,186	10,194,913	209,186	10,176,111
平成25年11月27日~ 平成26年3月17日(注)1	2,950	402,652	47,991	10,242,904	47,987	10,224,098
平成26年4月1日(注)4	39,862,548	40,265,200	-	10,242,904	-	10,224,098
平成26年4月2日~ 平成27年3月11日(注)1	1,952,258	42,217,458	275,506	10,518,411	275,497	10,499,596
平成27年3月12日(注)5	389,400	42,606,858	249,994	10,768,406	249,994	10,749,591
平成27年4月1日~ 平成28年3月31日(注)1	22,000	42,628,858	6,414	10,774,821	6,414	10,756,006
平成28年4月1日~ 平成29年3月31日(注)1	550,526	43,179,384	310,249	11,085,071	310,249	11,066,256
平成29年4月1日~ 平成30年3月31日(注)1	57,200	43,236,584	16,368	11,101,440	16,368	11,082,625

- (注)1.新株予約権の行使による増加であります。
  - 2. 有償国内一般募集及び海外募集

有償第三者割当

発行価格 268,900円 引受価額 257,460円 資本組入額 128,730円 払込金総額 8,650,656千円

3 . 有償第三者割当

発行価格 257,460円 資本組入額 128,730円

割当先 J.P. Morgan Securities plc 4 . 株式分割 (1:100)によるものであります。

5 . 有償第三者割当

発行価格1,284円資本組入額642円割当先中外製薬株式会社

6. 平成30年4月27日に、次の有償第三者割当増資により、発行済株式総数が1,500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ604,500千円ずつ増加しております。

有償第三者割当

発行価格806円資本組入額403円

割当先 ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社

7. 平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,151,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ336,837千円ずつ増加しております。

# (5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

	17200 1 3730								
	株式の状況(1単元の株式数100株)						単元未満		
区分 政府及び 地方公共		金融商品	その他の	外国法人等		個人	計	株式の 状況	
	団体	並際機能	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	<u> </u>	(株)
株主数 (人)	-	8	33	114	85	38	27,201	27,479	-
所有株式数 (単元)	-	43,175	11,238	36,585	59,216	707	281,397	432,318	4,784
所有株式数 の割合(%)	-	9.99	2.60	8.46	13.70	0.16	65.09	100.00	-

(注)自己株式26株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

# (6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	2,675,500	6.19
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,660,000	6.15
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,227,600	2.84
中富 一郎	東京都渋谷区	1,029,000	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	924,600	2.14
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	890,300	2.06
CYNTEC CO., LTD. (常任代理人 土橋 健志)	BEAUFORTHOUSE, PO BOX438, ROADTOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS. (大阪府豊中市)	623,200	1.44
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	598,200	1.38
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	500,000	1.16
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	490,400	1.13
計		11,618,800	26.87

(注) 平成30年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが平成30年2月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	3,167,900	7.33
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	22,300	0.05
ジェー・ピー・モルガ ン・セキュリティーズ・ ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ ウォーフ、バンク・ストリート25	201,147	0.47
ジェー・ピー・モルガ ン・セキュリティーズ・ エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー 383番地	131,700	0.30

# (7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

	1			十成30年3月31日現任 
区分	株式数	(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式				
議決権制限株式(自己株式等)				
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)				
完全議決権株式(その他)	普通株式	43,231,800	432,318	(注)1
単元未満株式	普通株式	4,784		(注)2
発行済株式総数		43,236,584		
総株主の議決権			432,318	

- (注)1.権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
  - 2.「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式26株が含まれております。

# 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

- (注)当社は、上記の他、単元未満自己株式26株を保有しております。
- 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

EZ /\	当事業	<b>業年度</b>	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式					
その他( )					
保有自己株式数	26		26		

# 3 【配当政策】

当社は創業以来、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益が計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案し、方針を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項の中間配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款に定めております。

# 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	563,000 1,455	2,156	1,501	2,095	1,337
最低(円)	128,700 1,201	885	720	735	618

- (注)1.最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
  - 2. 印は、株式分割(平成26年4月1日付で、1株につき100株の割合で実施)による権利落後の最高・最低株価を示しています。

# (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	738	763	687	1,337	1,155	1,088
最低(円)	660	655	628	635	861	688

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

# 5 【役員の状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CE0	中富一郎	昭和25年12月2日生	昭和53年4月 平成3年1月 平成5年10月 平成8年6月 平成20年8月 平成26年7月		(注) 3	1,029,000
取締役	CFO兼 社長室長	松山 哲人	昭和37年7月3日生	平成27年 6 月 平成30年 6 月	㈱ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 日東紡績㈱参与、同理事、ニットーボーメディカル㈱専務取締役等歴任 当社顧問 当社CFO兼社長室長 当社取締役CFO兼社長室長(現任) 株式会社イントラスト取締役(現任)	(注) 3	1,200
取締役		岡野 光夫	昭和24年3月21日生		当社取締役(現任) 東京女子医科大学先端生命医科学研究所所 長・教授 ㈱セルシード取締役 東京女子医科大学副学長	(注) 3	310,200
取締役		大橋 彰	昭和18年1月7日生	平成元年6月 平成10年4月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年10月		(注) 3	12,500

### 有価証券報告書

							7
役名	職名	氏名	生年月日		略歷	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		野口 勘四郎	昭和22年 5 月25日生	昭和45年4月 平成9年4月 平成11年12月 平成14年5月 平成20年2月 平成21年2月 平成21年4月 平成21年6月	同社営業本部営業管理部長 (株)化合物安全性研究所取締役総務部長 同社常務取締役総務部長 JFCスポーツバンガード(株)常勤監査役 東京ボード工業(株)経営管理部総務担当部長代 理 同社総務部長	(注) 4	2,300
監査役		森嶋 正	昭和23年 1 月23日生	昭和47年4月 昭和63年9月 平成5年11月 平成11年10月	アーサーアンダーセン・パートナー(現 有 限責任 あずさ監査法人)代表社員 森嶋公認会計士事務所代表(現任)	(注) 4	39,600
監査役		中山 美惠子	昭和37年9月5日生	昭和60年4月 平成14年4月 平成15年10月 平成15年10月 平成22年4月 平成29年6月	司法研修所入所 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 真法律会計事務所入所 悠綜合法律事務所パートナー弁護士(現任)	(注) 5	
		<u></u>		計			1,394,800

- (注) 1. 取締役 岡野光夫及び大橋彰は社外取締役であります。
  - 2.監査役 野口勘四郎、森嶋正及び中山美惠子は社外監査役であります。
  - 3. 平成30年6月22日開催の定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
  - 4. 平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
  - 5. 平成29年6月23日開催の定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時まで

### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### 企業統治の体制

### ( )企業統治の体制の概要及び採用の理由

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。体制の概要及び採用の理由は以下の通りです。

- ・当社は監査役制度採用会社であり、同制度のもと、社外取締役と社外監査役を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
- ・取締役会は定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、当社の取締役会の構成は取締役総数4名のうち社外取締役が2名であり、かつ社外取締役は医薬事業に精通した人材を登用しております。監査役は常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

### ( )その他の企業統治に関する事項

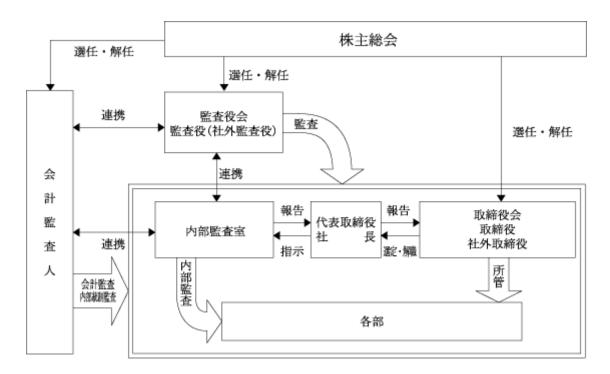
- a.内部統制システムの整備の状況
  - ・当社は、組織規程(職務分掌、職務権限)、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確 化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。 なお、諸規程については、必要に応じて都度、改訂を行っております。
  - ・また、内部監査は、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。
- b. リスク管理体制の整備の状況
  - ・当社は、医薬品の研究開発を実施する企業として、様々なリスクにさらされております。当社では、これらのリスクを適切に管理するために、上述の内部統制システムのもとにリスク発生時の迅速な情報収集及び指揮命令体制を確立し、リスク対応力の強化を図っております。また、当社は必要に応じて弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら外部専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

# ( )責任限定契約の内容の概要

- a. 取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との責任限定契約の内容の概要
  - ・当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- b.会計監査人との責任限定契約の内容の概要
  - ・当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

- ・内部監査は、上記()その他の企業統治に関する事項に記載するように、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。内部監査担当者は1名であり、年間計画に基づき全ての部署を対象に、業務全般にわたって監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行い、あわせて常勤監査役にもその写しを提出しております。
- ・監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名全員を社外監査役で構成しており、うち監査役1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。各監査役は取締役会に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また常勤監査役は取締役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。
- ・当社では、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を 行っており、特に内部監査担当者及び常勤監査役は、緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めており ます。



#### 社外取締役及び社外監査役

・当社は取締役総数4名のうち社外取締役が2名、監査役総数3名全員が社外監査役で構成しております。社 外取締役は医薬事業に精通した人材を登用し、社外監査役には財務及び会計、企業経営及び法令、コンプラ イアンスに精通した人材を登用しております。当社は、社外取締役と社外監査役を活用することにより、経 営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的としています。

当社は、社外役員を選任する場合の独立性の基準は特に設けておりませんが、今後の社外役員選任において も、当社にとって有益な人材かつ、当社と人的縁故、取引関係等利害関係のない独立性の高い人材を選任 し、経営監視機能強化及びその維持を図る方針です。

・会社と会社の社外取締役、社外監査役の利害関係の概要

社外取締役岡野光夫は当社株式422,700株(うち潜在株式112,500株)を、社外取締役大橋彰は当社株式55,000株(うち潜在株式42,500株)を保有しており、潜在株式も含めた発行済株式総数(53,094,436株)に対する所有株式数の割合は平成30年3月31日現在で、それぞれ0.80%及び0.10%です。また、社外監査役野口勘四郎は当社株式40,300株(うち潜在株式38,000株)を、社外監査役森嶋正は当社株式52,600株(うち潜在株式13,000株)を保有しており、潜在株式も含めた発行済株式総数に対する所有株式数の割合は平成30年3月31日現在で、それぞれ、0.08%及び0.10%です。

### 役員の報酬等

( )役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額		対象となる				
役員区分	(千円)	基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (名)	
取締役 (社外取締役を除く)	59,000	59,000	-	-	-	3	
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	1	-	-	1	
社外役員	23,200	23,200	-	-	-	6	

### ( )役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

( )役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬額の算定については、決定方針は特に定めておりませんが、当期の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮して、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

また、各監査役の報酬額の算定についても、特に基準はありませんが、各人の貢献度など諸般の要因を勘案したうえで、株主総会で決議された支払限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

#### 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 6 銘柄 貸借対照表計上額の合計額 518,205千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目 的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Tocagen Inc.	250,000	314,736	取引関係の維持、強化

# ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

### 会計監査の状況

・当社は現在、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品 取引法に基づく監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、 監査役会と適宜情報交換を行っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次の通りです。

継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

イ)業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 矢嶋 泰久 指定有限責任社員・業務執行社員 高津 知之

口)業務に係る補助者の構成

公認会計士2名その他3名

### 取締役の定数と取締役の選任及び解任の決議要件

- ・ 当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。
- ・当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

### 株主総会の特別決議要件

・当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

### ・中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当については、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

・自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得については、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

### (2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業	<b>《</b> 年度	当事業年度		
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	
18,200	-	21,000	-	

### 【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 該当事項はありません。

### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 該当事項はありません。

### 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査所要日数、当社の規模、業務の特性 等の要素を勘案した適切な額を決定することとしています。

# 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

# 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りであります。

資産基準0.0%売上高基準- %利益基準0.4%利益剰余金基準0.1%

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を 適切に把握し、また、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人 財務会計基準機構へ加入し、財務諸表等への的確な反映に努めております。

# 1 【財務諸表等】

# (1)【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	(単位:千円) 当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部	(1,323,1,33,1,2)	(1,2001,0730.11)
流動資産		
現金及び預金	9,395,349	3,689,287
受取手形	23,639	73,550
売掛金	41,703	17,523
有価証券	2,374,029	2,718,720
商品及び製品	16,950	25,663
原材料及び貯蔵品	258,853	126,064
前渡金	14,554	<u>.</u>
前払費用	202,948	112,537
未収消費税等	92,048	62,109
未収入金	22,073	12,086
その他	221	3,680
貸倒引当金	24	-
流動資産合計	12,442,347	6,841,222
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	46,419	49,009
減価償却累計額	45,656	46,58
建物附属設備(純額)	763	2,42
構築物	1,705	1,70
減価償却累計額	1,704	1,70
構築物(純額)	0	
機械及び装置	621,398	670,29
減価償却累計額	459,761	614,89
機械及び装置(純額)	161,636	55,39
工具、器具及び備品	13,934	13,93
減価償却累計額	13,933	13,93
工具、器具及び備品(純額)	0	
有形固定資産合計	162,399	57,81
無形固定資産		
実施許諾権	0	
電話加入権	149	14
ソフトウエア	828	3,26
無形固定資産合計	978	3,41
投資その他の資産		
投資有価証券	128,017	518,20
関係会社株式	0	
長期前払費用	10,746	10,18
敷金及び保証金	194,930	196,14
投資その他の資産合計	333,694	724,536
固定資産合計	497,072	785,773
資産合計	12,939,419	7,626,996

(単位:千円)

27,081

191,991

4,661,692

7,626,996

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,680	12,752
未払金	273,241	161,748
未払費用	5,945	210,988
未払法人税等	55,535	54,781
預り金	8,906	9,556
その他	294	867
流動負債合計	369,603	450,694
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	2,475,000	2,475,000
繰延税金負債	3,182	15,127
資産除去債務	24,291	24,482
固定負債合計	2,502,473	2,514,610
負債合計	2,872,077	2,965,304
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,085,071	11,101,440
資本剰余金		
資本準備金	11,066,256	11,082,625
資本剰余金合計	11,066,256	11,082,625
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,324,611	17,741,419
利益剰余金合計	12,324,611	17,741,419
自己株式	27	27
株主資本合計	9,826,689	4,442,618
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,605	27,081

評価・換算差額等合計

新株予約権

純資産合計

負債純資産合計

7,605

233,047

10,067,342

12,939,419

# 【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	218,694	259,097
売上原価	61,028	67,869
売上総利益	157,666	191,228
販売費及び一般管理費	1,2 2,869,885	1,2 5,542,666
営業損失( )	2,712,219	5,351,438
営業外収益		
受取利息	42,540	26,350
有価証券利息	19,154	7,627
補助金収入	79,760	24,250
その他	193	168
営業外収益合計	141,649	58,397
営業外費用		
為替差損	45,566	11,081
株式交付費	2,938	323
その他	0	-
営業外費用合計	48,505	11,405
経常損失( )	2,619,075	5,304,445
特別利益		
新株予約権戻入益	8,525	32,707
特別利益合計	8,525	32,707
特別損失		
固定資産除売却損	з 46	з 58
減損損失	4 61,821	4 141,381
特別損失合計	61,868	141,440
税引前当期純損失( )	2,672,419	5,413,178
法人税、住民税及び事業税	3,630	3,630
当期純損失 ( )	2,676,049	5,416,808

# 【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年4月 至 平成29年3月		当事業年度 (自 平成29年4月 至 平成30年3月	1日 31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		5,549	17.8	3,689	9.2
経費		25,696	82.2	36,529	90.8
当期総製造費用		31,246	100.0	40,218	100.0
期首商品たな卸高		17,011		16,950	
当期商品仕入高		29,720		36,364	
期末商品たな卸高		16,950		25,663	
商品売上原価		29,782		27,651	
当期売上原価		61,028		67,869	
I	1		ı		

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
経費の内訳は、次の通りであります。	経費の内訳は、次の通りであります。		
外注費 25,696千円	外注費 36,529千円		
当社の原価計算は実際原価による個別原価計算で	当社の原価計算は実際原価による個別原価計算で		
あります。	あります。		

# 【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本剰		 剰余金	余金   利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
			繰越利益剰余金				
当期首残高	10,774,821	10,756,006	10,756,006	9,648,561	9,648,561	•	11,882,265
当期変動額							
新株の発行	310,249	310,249	310,249				620,499
当期純損失( )				2,676,049	2,676,049		2,676,049
自己株式の取得						27	27
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	310,249	310,249	310,249	2,676,049	2,676,049	27	2,055,576
当期末残高	11,085,071	11,066,256	11,066,256	12,324,611	12,324,611	27	9,826,689

(単位:千円)

			•		
	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	3,557	3,557	242,950	12,128,773	
当期変動額					
新株の発行				620,499	
当期純損失( )				2,676,049	
自己株式の取得				27	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	4,047	4,047	9,902	5,854	
当期変動額合計	4,047	4,047	9,902	2,061,431	
当期末残高	7,605	7,605	233,047	10,067,342	

# 当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本						
	資本剰		 剰余金	利益乗	<b>削余金</b>			
	資本金	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	その他利益剰余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計		
			A A		l			
当期首残高	11,085,071	11,066,256	11,066,256	12,324,611	12,324,611	27	9,826,689	
当期変動額								
新株の発行	16,368	16,368	16,368				32,737	
当期純損失( )				5,416,808	5,416,808		5,416,808	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計	16,368	16,368	16,368	5,416,808	5,416,808	•	5,384,070	
当期末残高	11,101,440	11,082,625	11,082,625	17,741,419	17,741,419	27	4,442,618	

(単位:千円)

(平區・113)							
	評価・換	算差額等					
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	新株予約権	純資産合計			
当期首残高	7,605	7,605	233,047	10,067,342			
当期変動額							
新株の発行				32,737			
当期純損失( )				5,416,808			
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	19,476	19,476	41,056	21,580			
当期変動額合計	19,476	19,476	41,056	5,405,650			
当期末残高	27,081	27,081	191,991	4,661,692			

# 【キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失( )	2,672,419	5,413,178
減価償却費	21,248	26,390
受取利息	42,540	26,350
有価証券利息	19,154	7,627
為替差損益( は益)	31,313	35,072
株式交付費	2,938	323
新株予約権戻入益	8,525	32,707
減損損失	61,821	141,381
固定資産除売却損益( は益)	46	58
株式報酬費用	3,191	-
売上債権の増減額( は増加)	36,051	25,755
たな卸資産の増減額(は増加)	126,012	124,075
未収消費税等の増減額( は増加)	24,254	29,939
前払費用の増減額( は増加)	11,730	104,965
買掛金の増減額( は減少)	11,971	12,928
未払金の増減額(は減少)	100,325	113,035
未払費用の増減額( は減少)	194	205,042
預り金の増減額( は減少)	3,247	650
その他	13,764	1,156
· 小計	2,595,448	4,964,838
	73,118	40,883
法人税等の支払額	3,226	3,630
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,525,557	4,927,585
投資活動によるキャッシュ・フロー		· ·
定期預金の預入による支出	2,010,430	1,600,762
定期預金の払戻による収入	1,736,441	2,604,071
有形固定資産の取得による支出	176,351	60,365
無形固定資産の取得による支出	842	3,724
有価証券の取得による支出	5,200,000	9,034,620
有価証券の償還による収入	5,166,744	8,668,898
投資有価証券の取得による支出	112,810	358,767
関係会社株式の取得による支出	0	, -
投資活動によるキャッシュ・フロー	597,249	214,729
財務活動によるキャッシュ・フロー	,	<u> </u>
新株予約権の行使による株式の発行による収入	88,081	24,065
自己株式の取得による支出	27	
財務活動によるキャッシュ・フロー	88,053	24,065
現金及び現金同等物に係る換算差額	29,601	8,323
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,064,353	4,697,114
現金及び現金同等物の期首残高	10,449,992	7,385,639
現金及び現金同等物の期末残高	1 7,385,639	1 2,688,524

# 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

- (2) その他有価証券
  - ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 原材料・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 商品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備3~18年構築物10年機械及び装置7~12年工具、器具及び備品2~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間(8年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

### (未適用の会計基準等)

1.

- ・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日)
- ・「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第17 号 平成30年1月12日)

# (1) 概要

従業員等に対して対象となる権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株 予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとされました。

### (2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

# 2 .

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

# (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

# (貸借対照表関係)

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次の通りであります。

前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
171,873千円	128,633千円
2,252,454千円	4,979,468千円
175,617千円	161,187千円
89,642千円	98,647千円
36,326千円	36,826千円
642千円	121千円
2.8%	1.6%
97.2%	98.4%
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 171,873千円 2,252,454千円 175,617千円 89,642千円 36,326千円 642千円

- 2 前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
  - 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は2,252,454千円であります。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

- 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は4,979,468千円であります。
- 3 前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 固定資産除売却損の内容は、不稼働資産の廃棄に伴う機械及び装置の除売却損(46千円)であります。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

固定資産除売却損の内容は、不稼働資産の廃棄に伴う機械及び装置の除売却損(58千円)であります。

- 4 前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 減損損失に関する事項は、次の通りであります。
- (1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を 下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(3)減損損失の金額の内訳は以下の通りであります。

建物附属設備2,334千円機械及び装置50,697千円工具、器具及び備品421千円ソフトウエア8,368千円

上記は、本社(千葉県柏市)、東京オフィス(東京都中央区)及びiCONMラボ(神奈川県川崎市川崎区)における研究用設備、事務用機器等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な 見積りに基づき評価しております。 当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

減損損失に関する事項は、次の通りであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を 下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

(3)減損損失の金額の内訳は以下の通りであります。

建物附属設備601千円機械及び装置140,119千円ソフトウエア660千円

上記は、本社(千葉県柏市)における研究用設備、事務用機器等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な 見積りに基づき評価しております。

# (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	42,628,858	550,526	-	43,179,384
合計	42,628,858	550,526	-	43,179,384

<sup>(</sup>注)普通株式の株式数の増加550,526株は、新株予約権の行使に伴う新株式発行によるものであります。

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	-	26	-	26
合計	-	26	-	26

<sup>(</sup>注)普通株式の株式数の増加26株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### 3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株 <sup>-</sup>	予約権の目的と	なる株式の数(	(株)	当事業年度末
新株予約権の内訳 	目的となる株式   の種類	当事業年度期首	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末	残高 (千円)
第7回新株予約権(い)	普通株式	131,000	-	10,000	121,000	18,677
第7回新株予約権(ろ)	普通株式	5,000	-	5,000	-	-
第7回新株予約権(は)	普通株式	12,000	-	-	12,000	2,830
第9回新株予約権	普通株式	-	22,500	-	22,500	900
第11回新株予約権	普通株式	-	99,500	11,500	88,000	73,480
第12回新株予約権	普通株式	275,500	-	9,500	266,000	6,650
第13回新株予約権	普通株式	-	22,500	-	22,500	19,957
第14回新株予約権	普通株式	5,525,000	-	75,000	5,450,000	83,058
第15回新株予約権		-	-	-	-	27,493
第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	2,631,578	-	460,526	2,171,052	(注)9
合計		8,580,078	144,500	571,526	8,153,052	233,047

- (注)1.第7回新株予約権(い)及び第7回新株予約権(ろ)の減少は期中における行使によるものであります。
  - 2.第9回新株予約権の増加は期中における発行要項に定める事由に基づく権利確定によるものであります。
  - 3.第11回新株予約権の増加は期中における行使期間到来によるものであり、減少は権利者の退職に伴う消滅によるものであります。
  - 4. 第12回新株予約権の減少は権利者の退職に伴う消滅によるものであります。
  - 5.第13回新株予約権の増加は期中における行使期間到来によるものであります。
  - 6. 第14回新株予約権の減少は期中における行使によるものであります。
  - 7. 第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件(マイルストーン条項)を達成しておりません。
  - 8.第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は期中における新株予約権の行使によるものであります。
  - 9.第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

### 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	43,179,384	57,200	1	43,236,584
合計	43,179,384	57,200	-	43,236,584

<sup>(</sup>注)普通株式の株式数の増加57,200株は、新株予約権の行使に伴う新株式発行によるものであります。

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	26	-	-	26
合計	26	-	-	26

### 3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末
新株予約権の内訳 	目的となる株式   の種類	当事業年度期首	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末	残高 (千円)
第7回新株予約権(い)	普通株式	121,000	-	53,000	68,000	10,496
第7回新株予約権(は)	普通株式	12,000	-	2,500	9,500	2,241
第9回新株予約権	普通株式	22,500	-	4,200	18,300	732
第11回新株予約権	普通株式	88,000	-	30,500	57,500	48,012
第12回新株予約権	普通株式	266,000	-	266,000	-	-
第13回新株予約権	普通株式	22,500	-	-	22,500	19,957
第14回新株予約権	普通株式	5,450,000	-	-	5,450,000	83,058
第15回新株予約権		-	-	-	-	27,493
第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	2,171,052	-	-	2,171,052	(注)5
合計		8,153,052	-	356,200	7,796,852	10,191,991

- (注)1.第7回新株予約権(い)及び第9回新株予約権の減少は期中における行使によるものであります。
  - 2.第7回新株予約権(は)及び第11回新株予約権の減少は権利者の退職に伴う消滅によるものであります。
  - 3.第12回新株予約権の減少は平成29年4月7日付で取得事由が生じたため、平成29年4月19日開催の取締役会 決議に基づき、同日付で取得及び消却しております。
  - 4. 第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件(マイルストーン条項)を達成しておりません。
  - 5.第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

### 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次の通りであります。

が並入しが並与らいのががあると、自然が代わる品となると、というのでは、				
	前事業年度 (自 平成28年4月1 至 平成29年3月3			
現金及び預金勘定	9,395,349千円	3,689,287千円		
預入期間が 3 カ月を超える定期預金	2,009,710千円	1,000,762千円		
現金及び現金同等物	7,385,639千円	2,688,524千円		

### 2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

第3回転換社債型新株予約権付社債に関するもの

新株予約権の行使による資本金増加額 262,500千円 新株予約権の行使による資本準備金増加額 262,500千円 新株予約権の行使による転換社債型新株予約権付社債の減少額 525,000千円

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 該当事項はありません。 (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に公募増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金について は、預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規定に従い、相手 先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部門が回収状況をモニタリングし、取 引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図って おります。

投資有価証券のうち株式については、発行体等の信用リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとして おります。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが3ヵ月以内の支払期日であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券のうち合同運用金銭信託については、発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付が高く 短期で決済されるため、リスクは僅少と考えております。

有価証券のうち満期保有目的の債券については、外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少と考えております。

投資有価証券のうち株式の一部については、外貨建てであるため為替の変動リスク及び/又は市場価格の変動 リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把 握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち92.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

# 前事業年度(平成29年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	9,395,349	9,395,349	-
受取手形	23,639	23,639	-
売掛金	41,703		
貸倒引当金( )	24		
差引	41,678	41,678	-
有価証券	2,374,029	2,377,694	3,665
敷金及び保証金	179,157	179,157	-
資産計	12,013,854	12,017,519	3,665
金柱買	25,680	25,680	-
未払金	273,241	273,241	-
負債計	298,922	298,922	-

### ( ) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

### (注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

現金及び預金、 受取手形、並びに 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「有価証券関係」注記を参照ください。

### 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

買掛金、及び 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	128,017
敷金及び保証金	15,773
転換社債型新株予約権付社債	2,475,000

投資有価証券及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため 時価開示の対象としておりません。

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	9,395,349	-	-	-
受取手形	23,639	-	-	-
売掛金	41,678	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券 ( 社債 )	774,029	-	-	-
その他有価証券のうち満期がある もの(金銭信託)	1,600,000	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	100,000	90,000

### 当事業年度(平成30年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 ( 千円 )	差額 (千円)
現金及び預金	3,689,287	3,689,287	-
受取手形	73,550	73,550	-
売掛金	17,523	17,523	-
有価証券及び投資有価証券	3,092,104	3,091,785	318
敷金及び保証金	180,373	180,373	-
資産計	7,052,838	7,052,519	318
買掛金	12,752	12,752	-
未払金	161,748	161,748	-
負債計	174,501	174,501	-

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 。 咨定

現金及び預金、 受取手形、並びに 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び投資有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式については、期末日の市場の終値及び為替相場により算定しております。保有目的ごとの有価証券に関する注記については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

# 負債

買掛金、及び 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	144,821
敷金及び保証金	15,773
転換社債型新株予約権付社債	2,475,000

投資有価証券の一部及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため 時価開示の対象としておりません。

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	3,689,287	-	-	-
受取手形	73,550	-	-	-
売掛金	17,523	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 ( 社債 )	318,720	-	-	-
その他有価証券のうち満期がある もの(金銭信託)	2,400,000	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	190,000	-

## (有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

# 1.満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 ( 千円 )	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
社債	774,029	777,694	3,665
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
社債	-	-	-
合計	774,029	777,694	3,665

# 2. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,600,000	1,600,000	-
合計	1,600,000	1,600,000	-

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額128,017千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# 当事業年度(平成30年3月31日)

## 1.満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
社債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
社債	318,720	318,401	318
合計	318,720	318,401	318

## 2. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	314,736	273,050	41,686
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	58,648	67,717	9,069
その他	2,400,000	2,400,000	-
合計	2,773,384	2,740,767	32,616

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額144,821千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

# (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

# (退職給付関係)

該当事項はありません。

# (ストック・オプション等関係)

1 ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上原価	2,179	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	1,011	-

# 2 ストック・オプションの権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権戻入益	8,525	32,707

# 3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 ストック・オプションの内容

	第7回新株予約権(い)	第7回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の監査役 3名 当社の従業員 24名	当社の従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 320,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成23年8月15日	平成24年 5 月23日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成25年 8 月16日から 平成30年 8 月15日まで	平成26年 5 月24日から 平成31年 5 月23日まで

	第 9 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 22,500株
付与日	平成25年 6 月10日
権利確定条件	・新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。 ア 割当数の3分の1 当社が平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信(非連結)3.経営方針(1)会社の経営の基本方針 パイプラインに記載された「開発品目」及び平成25年5月24日以降、方式認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン(以降、方主要パイプライン」という)のうち1つ以上の開発段階が第相臨床試験を開始していること。 イ 割当数の3分の1 平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信(非連結)3.経営方針(1)会社の経営の基本方針 パイプライン「新規開発パイプライン」(以下、「新規開発パイプライン」、「新規開発パイプラインが、第相臨床試験を開始していること。 ・割当数の3分の1 主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本韓国、公司を設定が表表には販売に締結されているうち2国以上)において、開発または販売に締結されているライセンス契約(マ成25年5月24日までに締結されているライセンス契約(下成25年5月24日までに締結されている方とと。・新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で新株予約権の行使価額に25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成25年6月10日から平成30年6月9日まで

	T	
	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 14名	当社の取締役 5名 当社の監査役 3名 当社の従業員 30名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 99,500株	普通株式 279,500株
付与日	平成26年 4 月 2 日	平成26年9月3日
権利確定条件	・被付与者が取締役、監査役、 従業員の地位を失った場合は 原則として権利行使不能。 ・当社は、行使期間到来前に株 式会社東京証券取引所におけ る当社普通株式の終値が、5 営業日連続で行使価額に50% を乗じた価額を下回った場 合、無償で新株予約権を取得 するものとする。	・新株子会 ・新株大会 ・新株大会 ・新株大会 ・新株付度 ・新株付度 ・新株付度 ・新株付度 ・新株付度 ・新株付度 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述式 ・の記述 ・の記述 ・の記述 ・の記述 ・の記述 ・の記述 ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成28年4月3日から 平成33年4月2日まで	平成26年9月3日から 平成31年9月2日まで

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 24,500株
付与日	平成26年9月3日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時間 ・新株予約権者は、権利行使時間 はまたは登役を登るる。 ・当社会は従業員の地位にある。 を要す。、行使期間到来にが、5 を要すは、大学をがある。 ・当社会社・ででは、1 ・のででも、1 ・のでも、1 ・のでする。1 ・のでも、1 ・ので
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成28年9月3日から 平成33年9月2日まで

#15回新株子約権		•
当社の監査役 3名名		第15回新株予約権
(付与日)	付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 3名 当社の従業員 44名
・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数(以下、「当初割当数」という)に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。ア発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%イ発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20%ウ発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権間がよりに対していました。	株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 2,063,000株
ストーン条項)を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数(以下、「当初割当数」という)に、ア乃至りに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。ア発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%イ発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20%ウ発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析例1、下平成27年3月期決算短信(非連結)1・経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析例2イプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。・各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。対象勤務期間	付与日	平成27年10月30日
	権利確定条件	ストーン条項)を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数(以下、「当初割当数」という)に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。ア発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%イ発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20%ウ発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期決算短信(非連結)1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。
権利行使期間 平成27年11月2日から平成34年10月31日まで	対象勤務期間	対象の定めはありません。
	権利行使期間	平成27年11月 2 日から平成34年10月31日まで

<sup>\*</sup>ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成26年4月1日付で1 株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

# ストック・オプションの規模及び変動状況

<u>ストック・</u>オプションの数

		第7回新株予約権(い)	第7回新株予約権(は)	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前	(株)				
前事業年度末		-	-	-	-
付与		-	-	-	-
失効		-	-	-	-
権利確定		-	-	-	-
未確定残		-	-	-	-
権利確定後	(株)				
前事業年度末		121,000	12,000	22,500	88,000
権利確定		-	-	-	-
権利行使		53,000	-	4,200	-
失効		-	2,500	-	30,500
未行使残		68,000	9,500	18,300	57,500

		第12回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前	(株)			
前事業年度末		-	-	2,061,000
付与		-	-	-
失効		-	-	-
権利確定		-	-	-
未確定残		-	-	2,061,000
権利確定後	(株)			
前事業年度末		266,000	22,500	-
権利確定		-	-	-
権利行使		-	-	-
失効		266,000	-	-
未行使残		-	22,500	-

<sup>\*</sup> 当社は平成26年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

### 単価情報

	第7回新株予約権(い)	第7回新株予約権(は)	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	276	537	2,324	1,620
行使時平均株価(円)	818	-	931	-
付与日における公正な 評価単価(円)	154.4	235.9	40	835

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	1,460	1,372	1,140
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	25	887	13.3

- (注)1.当社は平成26年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格の調整が行われております。
  - 2.第9回新株予約権は、平成29年2月3日付で発行要項に定める事由に基づき、権利行使価格が変更になっております。
  - 4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。
  - 5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

### 1 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	2,459,075千円	3,338,481千円
税務上の繰延資産	36千円	462,556千円
減価償却超過額	68,142千円	93,734千円
たな卸資産	55,384千円	82,459千円
新株予約権	33,909千円	23,808千円
その他	13,294千円	73,815千円
小計	2,629,842千円	4,074,856千円
評価性引当額	2,629,842千円	4,074,856千円
繰延税金資産合計 -	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,182千円	15,127千円
	3,182千円	15,127千円
 繰延税金負債純額	3,182千円	15,127千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されている ため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

柏本社、東京オフィス及びiCONMラボそれぞれの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積にあたっては、使用見込期間を11~13年として当該使用見込期間経過後の除去費用を見積り、設置時点における無リスクの割引率で割り引いております。適用している割引率は0.5~0.8%であります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度			
	(自	平成28年4月1日	至	平成29年3月31日)
期首残高				24,099千円
時の経過による調整額				191千円
期末残高				24,291千円

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

柏本社、東京オフィス及びiCONMラボそれぞれの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務等

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積にあたっては、使用見込期間を11~13年として当該使用見込期間経過後の除去費用を見積り、設置時点における無リスクの割引率で割り引いております。適用している割引率は0.5~0.8%であります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度			
	(自	平成29年4月1日	至	平成30年3月31日)
期首残高				24,291千円
時の経過による調整額				191千円
期末残高				24,482千円

## (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

### 【関連情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2.地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦における売上高が、全売上高の合計額の90%を超えているため、海外売上高の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略 しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アルビオン	146,481	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

# 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2.地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦における売上高が、全売上高の合計額の90%を超えているため、海外売上高の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略 しております。

### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社アルビオン	154,834	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
アキュルナ株式会社	50,000	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

## (持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松村 淳			当社 取締役	被所有 間接 8.55%	役員の兼任 (株式会社ウィ ズ・パートナー ズ代表取締役)	転換社債型新株予約 権付社債の転換 (注) 新株予約権の行使	525,000 86,643	転換社債型 新株予約権 付社債 新株予約権	2,475,000 83,058

(注)株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が、第3回無担保転 換社債型新株予約権付社債の転換及び第14回新株予約権の行使を行ったものであり、第3回無担保転換社債型新 株予約権付社債の転換価格及び第14回新株予約権の行使価格は、いずれも1株当たり1,140円であります。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 該当事項はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
1 株当たり純資産額	227.75円	103.38円		
1 株当たり当期純損失金額	62.07円	125.39円		

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失 金額であるため、記載しておりません。
  - 2 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純損失(千円)	2,676,049	5,416,808
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,676,049	5,416,808
期中平均株式数(株)	43,114,080	43,200,348
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年5月24日開催の取締役会決議による第9回新株予約権(普通株式22,500株) 平成26年3月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権(普通株式88,000株) 平成26年8月19日開催の取締役会決議による第12回新株予約権(普通株式266,000株)及び第13回新株予約権(普通株式266,000株)及び第13回新株予約権(普通株式22,500株) 平成27年9月18日開催の取締役会決議による第14回新株予約権(普通株式5,450,000株)、第15回新株予約権(普通株式5,450,000株)、第15回新株予約権(普通株式2,061,000株)及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(普通株式2,171,052株)	平成25年5月24日開催の取締役会決議による第9回新株予約権(普通株式18,300株) 平成26年3月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権(普通株式57,500株) 平成26年8月19日開催の取締役会決議による第13回新株予約権(普通株式22,500株) 平成27年9月18日開催の取締役会決議による第14回新株予約権(普通株式5,450,000株)、第15回新株予約権(普通株式5,450,000株)、第15回新株予約権(普通株式2,061,000株)及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(普通株式2,171,052株)

## (重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式及び第16回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

当社は、平成30年4月9日及び平成30年4月12日開催の取締役会において、第三者割当による新株式(以下「本株式」という。)及び第16回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「本新株予約権」という。)の発行を決議し、割当を実施いたしました。

# 本株式の概要

(1) 払込期日	平成30年 4 月27日
(2)発行新株式数	普通株式 1,500,000株
(3)払込金額	1 株につき806円
(4)払込金額の総額	1,209,000千円
(5)増加する資本金の額	604,500千円(1株につき403円)
(6)増加する資本準備金の額	604,500千円(1株につき403円)
(7)募集の方法	第三者割当の方法による
(8)割当先	ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社
(9)資金の使途	株式会社ジーンテクノサイエンスの株式取得にかかる費用

## 本新株予約権の概要

(1)割当日	平成30年 4 月27日
(2) 発行新株予約権数	6,481個
(3)発行価額	総額36,001,955円(新株予約権1個当たり5,555円)
(4)当該発行による潜在株式数	6,481,000株(新株予約権1個につき1,000株) 上限行使価額はありません。下限行使価額においても、潜在株式数は 6,481,000株です。
(5)資金調達の額	4,669,916,955円 (内訳) 新株予約権発行分 36,001,955円 新株予約権行使分 4,633,915,000円
(6)資本組入額	会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
(7) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 715円 下限行使価額 429円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の 当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価 額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価 額となります。
(8)募集の方法	第三者割当の方法による
(9)割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
(10) 申込期間	平成30年 4 月27日
(11)行使期間	平成30年 5 月 1 日から平成32年 5 月 7 日まで
(12)資金の使途	開発パイプラインの研究開発費用

# 2. 第14回新株予約権の買取り及び消却

当社は、平成30年4月9日開催の取締役会において、平成27年10月8日に発行した第14回新株予約権につき、平成30年4月27日に残存する新株予約権の全部を買い取るとともに、買取り後直ちにその全部を消却することを決議し、買取り及び消却を実施いたしました。

・ 買取り及び消却した第14回新株予約権の内容

平成27年10月8日
221個
総額84,201,000円(新株予約権1個につき381,000円)
普通株式5,525,000株(本新株予約権1個につき25,000株)
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合
218個
83,058,000円(本新株予約権1個につき381,000円)
平成30年 4 月27日

### 3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成30年5月22日開催の取締役会において、平成30年6月22日開催の第22回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

### (1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、平成30年3月31日現在17,741,419,346円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務基盤の強化を図るため当該欠損額を解消し、資金の有効活用と資本政策の機動性を促進すること、また、課税標準を抑制することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたうえで、会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填を行うための処分を行うこととしました。

#### (2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本金及び資本準備金の額

資本金 11,101,440,302円のうち 11,001,440,302円 資本準備金 11,082,625,250円のうち 6,739,979,044円

増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 17,741,419,346円

#### (3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加したその他資本剰余金17,741,419,346円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当するものであります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 17,741,419,346円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 17,741,419,346円

### (4)資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

取締役会決議日

平成30年 5 月22日

定時株主総会決議日

平成30年6月22日

債権者異議申述公告日

平成30年6月29日(予定)

債権者異議申述最終期日

平成30年7月30日(予定)

効力発生日

平成30年8月1日(予定)

# 【附属明細表】 【有価証券明細表】

# 【株式】

		種類及び銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
	その他 有価証券	Tocagen Inc. (普通株式)	250,000	314,736
		OP Nano Co., Ltd.(優先株式)	2,950,000	107,821
<b>小次左/</b> 馬缸类		TPG Biologics, Inc.(普通株式)	630,000	58,648
投資有価証券		アキュルナ株式会社(A種優先株式)	600	18,000
		アキュルナ株式会社(B種優先株式)	400	18,000
		アキュルナ株式会社(普通株式)	1,000	1,000
		計	3,832,000	518,205

# 【債券】

		種類及び銘柄	券面総額 (千米ドル)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	満期保有 目的の債券	三井住友ファイナンス&リース株式会 社 米ドル建社債	3,000	318,720
		計	3,000	318,720

# 【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (千円)
		(金銭信託)		
		合同運用指定金銭信託 Regista 18-02		1,000,000
<b>左</b> 無缸 <b>光</b>	その他	合同運用指定金銭信託 Regista 18-01		600,000
有価証券	有価証券	スタートラスト 合同運用指定金銭信託		500,000
		合同運用指定金銭信託 Regista 18-03		300,000
		小計		2,400,000
	その他 有価証券	(その他)		
投資有価証券		その他(1銘柄)		0
		小計		0
		計		2,400,000

# 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	46,419	2,590	-	49,009	46,585 (40,065)	327 (601)	2,424
構築物	1,705	-	-	1,705	1,704 (1,420)	( - )	0
機械及び装置	621,398	59,317	10,422	670,293	614,899 (463,666)	25,440 (140,119)	55,393
工具、器具及び備品	13,934	-	-	13,934	13,933 (10,565)	- (0)	0
有形固定資産計	683,456	61,907	10,422	734,942	677,123 (515,718)	25,768 (140,721)	57,818
無形固定資産							
実施許諾権	58,800	-	-	58,800	58,799 (18,519)	- ( - )	0
電話加入権	149	-	-	149	-	-	149
ソフトウエア	26,325	3,724	-	30,049	26,779 (17,228)	622 (660)	3,269
無形固定資産計	85,275	3,724	-	88,999	85,579 (17,228)	622 (660)	3,419
長期前払費用	15,253	2,389	1,653	15,990	5,806	1,299	10,184

(注)1.期末減価償却累計額又は償却累計額の()内は内書きで減損損失累計額、当期償却額の()内は内書きで当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額の主な内訳

機械及び装置 医薬品製造機器等 59,317千円

3. 当期減少額の主な内訳

機械及び装置 医薬品製造機器等 10,422千円

# 【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成27年 10月 8 日	2,475,000	2,475,000		無担保社債	平成33年 10月 8 日
合計		2,475,000	2,475,000			_

# (注)1.転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき 株式の内容	新株 予約権の 発行価額 (円)	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (千円)	新株予約権 の行使し り発行した 株式の総 価額の総 (千円)	付与割合	新株予約権 の行使期間	
第3回無担保 転換社債型新株 予約権付社債	普通株式	無償	1,140	3,000,000	525,000	100	自平成27年 10月8日 至平成33年 9月30日	

(注)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとす る。

銘柄	転換の条件	転換により発行 すべき株式の内容	転換を請求できる期間	
第3回無担保転換社債 型新株予約権付社債	転換社債1,140円につきナ ノキャリア㈱株式1株の割 合をもって転換	普通株式	自 平成27年10月8日 至 平成33年9月30日	

## 2.貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
( 千円 )	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
			2,475,000	

# 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

# 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	(目的使用) (その他)	
貸倒引当金	24	-	24	-	-

## 【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載 を省略しております。

# (2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	100
預金	
普通預金	1,390,277
定期預金	2,298,909
計	3,689,187
合計	3,689,287

# 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社アルビオン	73,550
合計	73,550

# 期日別内訳

期日	金額 (千円)
平成30年4月満期	18,092
平成30年 5 月満期	44,442
平成30年7月満期	11,016
合計	73,550

# 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社アルビオン	11,016
一丸ファルコス株式会社	3,035
株式会社ペイジェント	2,421
その他	1,049
合計	17,523

# 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C) (A) + (B) × 100	滞留期間(日) <u>(A)+(D)</u> <u>2</u> (B) 365
41,703	161,831	186,010	17,523	91.4	66.8

(注)消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

# 商品及び製品

区分	金額 (千円)
商品	
化粧品	25,663
計	25,663
合計	25,663

# 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
研究用試薬等	126,064
計	126,064
合計	126,064

# 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
長瀬産業株式会社	4,527
家田化学薬品株式会社	3,703
株式会社SENSE	1,363
その他	3,158
合計	12,752

# (3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高	(千円)	35,610	70,553	138,794	259,097
税引前四半期(当期)純損失金額( )	(千円)	1,258,659	2,047,571	4,629,074	5,413,178
四半期(当期)純損失金額( )	(千円)	1,259,566	2,049,386	4,631,797	5,416,808
1株当たり四半期(当期)純損失金額( )	(円)	29.17	47.45	107.23	125.39

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	29.17	18.28	59.78	18.16	

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nanocarrier.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

# 第7 【提出会社の参考情報】

# 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

## 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第21期)(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月26日関東財務局長に提出

### (3) 四半期報告書及び確認書

(第22期第1四半期)(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出 (第22期第2四半期)(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月10日関東財務局長に提出 (第22期第3四半期)(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月14日関東財務局長に提出

### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ く臨時報告書

平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### (5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当増資及び行使価額修正条項付新株予約権の発行 平成30年4月9日関東財務局長に提出。

## (6) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(5)有価証券届出書の訂正届出書) 平成30年4月12日関東財務局長に提出。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月25日

ナノキャリア株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 矢 嶋 久 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 津 知 之 業務執行社員

# <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いるナノキャリア株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属 明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表 示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営 者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明すること にある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準 は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、 これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監 査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検 討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノ キャリア株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッ シュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

- 1.重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は、平成30年4月9日及び平成30年4月12日開催の取締役会に おいて、第三者割当による新株式及び第16回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行を決議し、割当を実施し ている。
- 2. 重要な後発事象2. に記載されているとおり、会社は平成30年4月9日開催の取締役会において、平成27年10月8 日に発行した第14回新株予約権につき、平成30年4月27日に残存する新株予約権の全部を買い取るとともに、買 取り後直ちにその全部を消却することを決議し、買取り及び消却を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。